

# 集落営農に対する指導等について

令和7年12月24日  
農林水産省農林水産政策研究所  
コンサルティングフェロー 窪山富士男  
(九州農政局地方参事官 (鹿児島県担当))

# 集落営農の政策的位置づけ

# 集落営農のねらい

- 我が国の農業、特に水田農業においては、古くから、集落などの地域を単位として、同一水系を利用した米づくりが行われてきており、田植え、稲刈りなどの農作業においても、相互扶助の精神で共同作業が行われてきた。
- こうした伝統的な地域農業が、やがて機械の共同利用、米の生産調整の拡大に対応した麦・大豆などの転作などの地域ぐるみでの取組（転作組合など）へと発展。効率的な農業経営を進め、地域農業の担い手を確保していく手段として、集落営農は基礎となる取組の一つ。

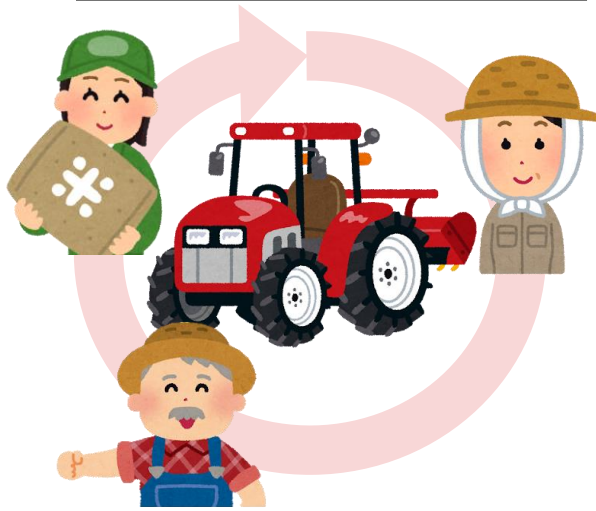


# 集落営農のメリット

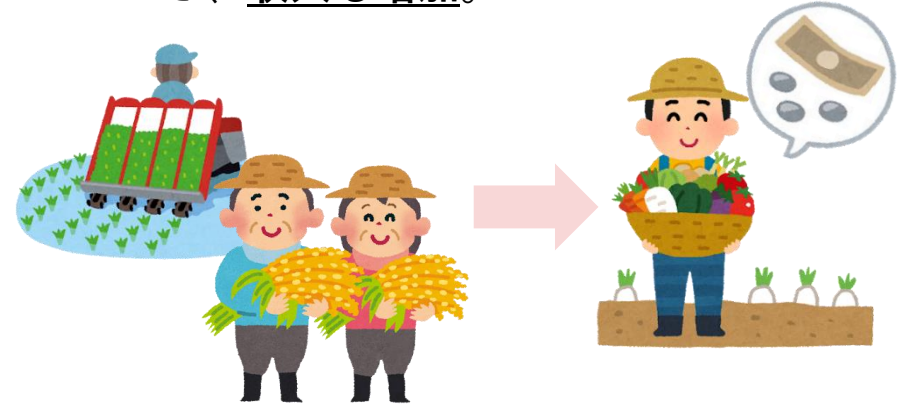
- 構成員がみんなで作業を分担して行うことで、個別構成員ごとの営農では困難なことも、助け合いの精神で対応可能。  
例えば、誰かが病気になっても、他の構成員が出役することで農作業を継続（BCP）。



- 機械を共同所有して利用することで、台数も少なく、修理代などのコストも低減。



- 共同作業により水田作業の負担が小さくなるので、余った労働力や時間（高齢者、女性など）を活用することにより、野菜など収益性の高い作物の栽培や産直、加工などにも取り組むことができ、収入も増加。



- 構成員のふれあいにより、地域のまとまりがよくなり、お祭りなどのイベントも盛り上がる。



# 法人化が確実な集落営農は担い手として位置づけ

## <食料・農業・農村基本法（平成11年制定）>

### [第36条]（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。



## <食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）>

- ・ 個別経営のみならず、**一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農を「担い手」として位置付け**、これら担い手を対象として農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。
- 担い手経営安定法の下、平成19年産からスタートした**品目横断的経営安定対策**（現在は、経営所得安定対策）では、法律上、認定農業者に加え、**法人化することが確実と見込まれる集落営農（スタート時は、5年後の法人化計画の策定が要件）も支援対象。平成27年産からは、法人化計画を廃止。人・農地プランの中心経営体に位置づけて法人化を推進（市町村特認）**するという手法に見直し。

# (参考) 集落営農は法人化した方が有利

○ 集落営農は、任意組織（任意組合）と法人の比較をすると、**法人化した方が、経営展開、資金調達、人材の確保の面で一般的に有利**。この意味で、**任意組織（任意組合）としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間**と考え、法人化を推進。

	任意組合の集落営農	法人の集落営農
法人格	なし <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任意組合として作業受託はできても、農地の利用権の設定はできない</li> <li>○ 安定雇用することが難しい</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人名義で農地の利用権の設定ができる</li> <li>○ 安定雇用することが可能となる</li> </ul>
経営判断できる体制	法律に基づかない、構成員の合意による役員体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合意次第で役員の決定権限は様々であるが、一般的には構成員の総意がないと新たな経営判断は難しく、対外的な信用力を構築しづらい</li> <li>○ 役員は構成員内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ</li> </ul>	法律に基づく役員体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員の権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになり、対外的な信用力が向上</li> <li>○ 役員に外部の人を登用することもでき、組織として継続できる</li> </ul>
投資財源の確保	内部留保できない <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない</li> <li>○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用はできない</li> </ul> 一部の制度資金（スーパーL資金等）が利用できない	内部留保できる <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる</li> <li>○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できる(注1)</li> </ul> 多様な制度資金（スーパーL資金（注1）等）が利用できる <small>(注1)農業経営基盤強化準備金やスーパーL資金は認定農業者であることが要件</small>
人材の確保	雇用環境が充実しにくい <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない</li> </ul>	雇用環境が充実しやすい <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険、雇用保険は従業員1人以上の場合、強制適用(注2)</li> <li>○ 労働時間等の就業規則が整備されるなど就業条件が明確化(注3)</li> </ul> <small>(注2) 農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない            (注3) 常時雇用従業員が事業所単位で10人以上の場合は、就業規則の作成等が必要</small>

(注) 経営局経営政策課調べ

# 社会情勢、農業情勢の変化を踏まえ、 「食料・農業・農村基本法」を改正

- 農政の憲法である「食料・農業・農村基本法」は、平成11年に制定（以前は昭和36年制定の「農業基本法」）
- 今回の改正で、新たに、  
「食料安全保障の確立」  
「環境と調和のとれた食料システムの確立」  
が政策の柱に

# 改正食料・農業・農村基本法のポイント

(令和6年6月5日に公布・施行)

## 見直しの4つの方向

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

### 1. 国民の皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけではなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から、食料安全保障**に向けて取り組む。
- 国内農業生産を増大**しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した食料供給**を図る。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないように、**食料を届ける力**を整える。
- 輸出を応援**し、農業・食品産業の維持・発展を目指す。
- 農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、食料システム全体の中で**合理的な価格形成**を行うための仕組みを構築す。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

### 2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、**有機農業など**を全国に広める。
- 生産、加工、流通、小売といった**食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減**などを目指す。

農業生産を維持するためにどうする？ 20年後には農業者が現在の1/4程度になる!?

### 3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、**農地の集積・集約化など**環境を整備。
- スマート農業をはじめとした**新技術や新品種の導入**などにより、更なる生産性の向上を目指す。

農村を元気にするために何ができる？ 農村の地域社会が維持できなくなる!?

### 4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、**新たな就業機会を確保**するための取り組みを進める。
- 農業インフラについて、**ICT導入やDXの取組等による作業の効率化**を進める。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備**し、保全管理しやすくする。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、**農業インフラを地域全体で維持管理**していく取組を進める。

食料・農業・農村基本法  
ホームページ



# 集落営農関連（食料・農業・農村基本法の一部改正。令和6年6月5日公布・施行）

※ 黄色マーカー部分は、一部改正により新たに追記された条文。

[第26条]（望ましい農業構造の確立）

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ農業生産の基盤の整備を推進、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

**国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。**

[第27条]（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

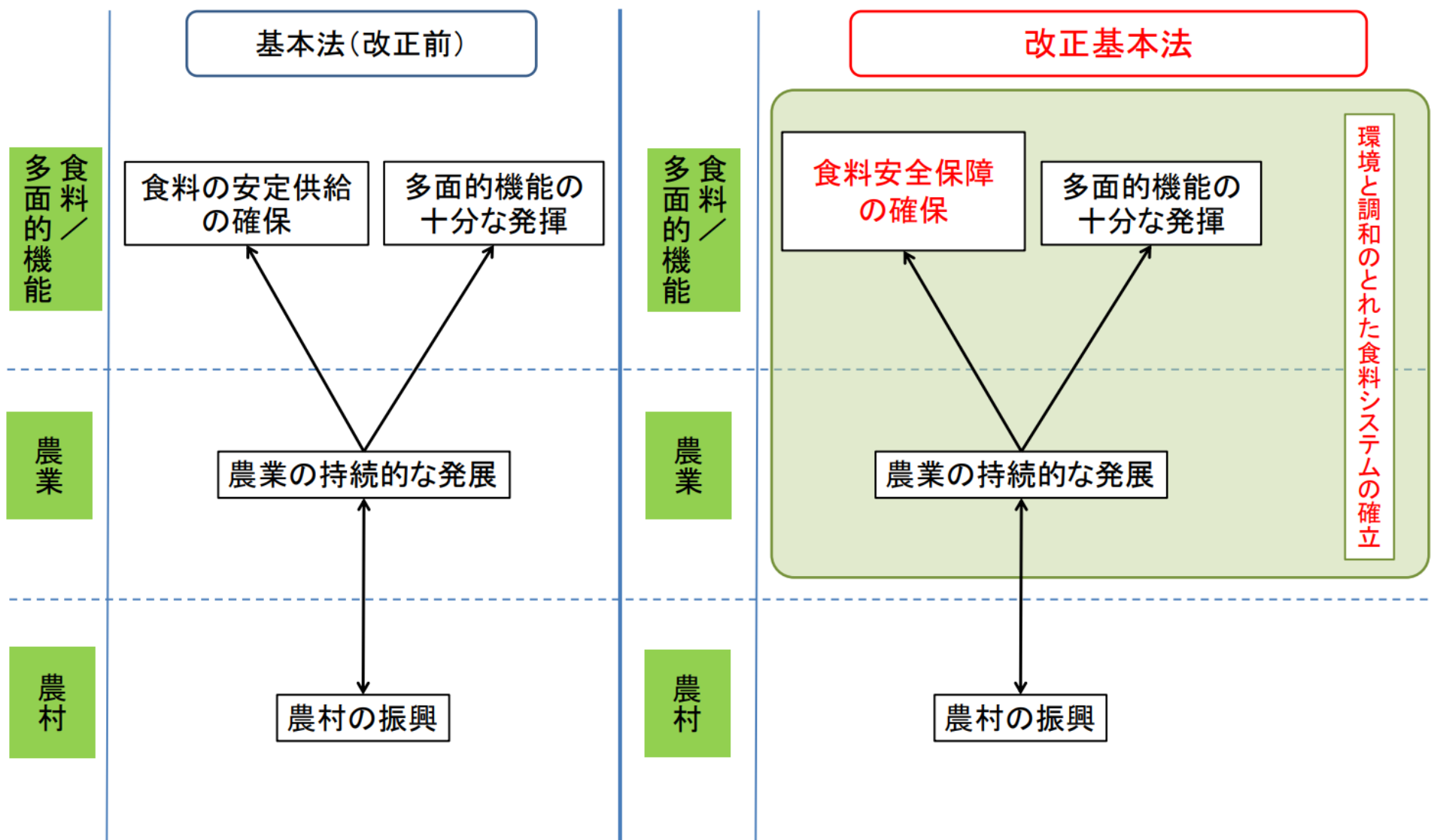
国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

**国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。**

[第36条]（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

# 改正食料・農業・農村基本法の基本理念



→ 令和7年4月11日に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定

# 新たな食料・農業・農村基本計画 のポイント

- ・ 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、
- ・ 平時からの食料安全保障を実現する観点から、  
初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

# 基本計画の主なポイント（メモ）

- **水田政策を令和9年度から根本的に見直し**
  - ・ 水田を対象とした交付金（水田活用の直接支払交付金等）を見直し  
水田、畑に関わらず、作物ごとの生産性向上等の支援へと転換  
（中山間地域等の条件不利地域も含めて検討）
- **地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化**
  - ・ 農地の大区画化、農産物の生産体制の確立、スマート農業の導入・DXの推進 など
- **生産資材の安定的な供給の確保**
  - ・ 国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子の自給、国内飼料への転換  
バイオマス・再生可能エネルギー利用等の促進 など
- **農林水産物・食品の輸出拡大**
  - ・ 新たな輸出先の開拓、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大 など
- **食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成**
  - ・ 生産コストの明確化、認定団体がコスト指標を作成、取引において費用の考慮を促す など
- **フードロスの徹底した削減、ラストワンマイル物流の確保**
  - ・ 未利用食品の出し手・受け手のマッチング、買い物困窮者対策 など
- **中山間等地域の振興**
  - ・ 民間企業の参画、集落機能の維持、農村RMOの立ち上げ、鳥獣被害防止 など
- **国民の理解の醸成**
  - ・ 食・農業に対する理解、行動変容につながる食育等の推進（子供・大人向けの食育） など

## 食料安全保障の確保

## 食料の安定的な供給

## 国内の農業生産の増大

## 目標

## ○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

＋  
安定的な輸入の確保  
＋  
備蓄の確保

## 食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

## 目標

## ○農地の確保

〔農地面積：412万ha〕

## ○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：  
現在の水準  
(2023年：4.8万)を維持

## ○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：  
(米) 15ha以上の経営体  
11,350円/60kg→9,500円/60kg
- (麦、大豆) 2割減 (現状比)

## 輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

## 目標

- 農林水産物・食品の輸出額  
(輸出額：5兆円)

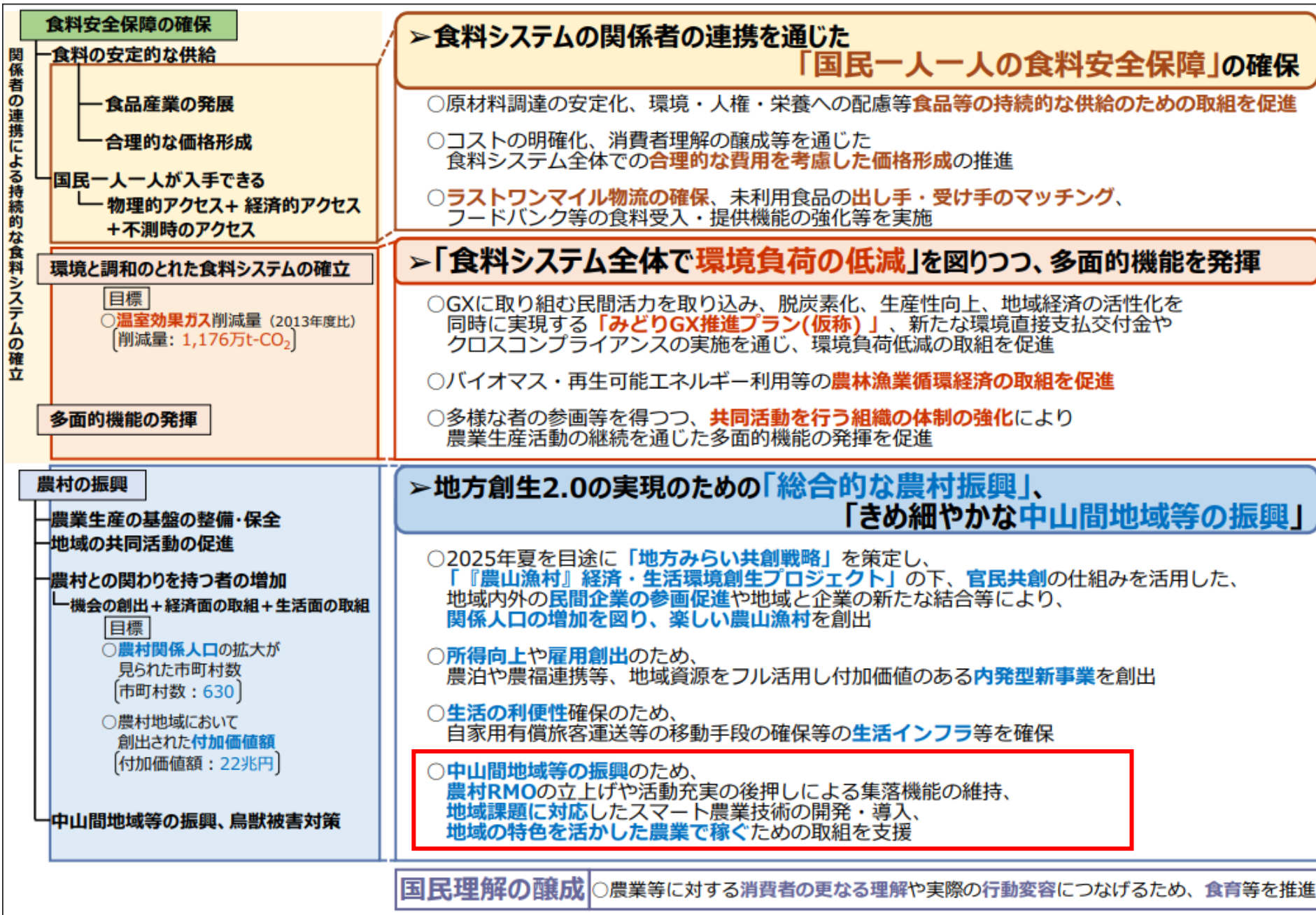
### ➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

### ➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の**海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、  
農業者の「所得を向上」



# (参考) 新たな基本計画における主な目標・KPI (2030年)

## 【目標】

食料自給率 (カロリーベース) 38% (2023年) → 45%

農地面積 427万ha (2024年) → 412万ha

49歳以下の担い手 4.8万 (2023年) を維持

### <生産コスト>

米 (15ha以上) 11,350円/60kg (2023年) → 9,500円/60kg

小麦 (田) 10,400円/60kg (2023年) → 9,300円/60kg

小麦 (畑) 7,700円/60kg (2023年) → 6,200円/60kg

大豆 (田) 22,800円/60kg (2023年) → 18,000円/60kg

大豆 (畑) 16,700円/60kg (2023年) → 14,600円/60kg

農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円 (2024年) → 5兆円

インバウンドによる食関連消費額 1.6兆円 (2023年) → 4.5兆円

温室効果ガス削減量 (2013年度比) 808万t-CO<sub>2</sub> (2022年度) → 1,176万t-CO<sub>2</sub>

## 【KPI】

### <輸出量>

米	4.4万 t	(2023年)	→	39.6万 t
牛肉	0.9万 t	(2023年)	→	1.6万 t
豚肉	0.2万 t	(2023年)	→	0.2万 t
鶏肉	0.4万 t	(2023年)	→	1.0万 t
茶	0.8万 t	(2023年)	→	1.5万 t

**担い手への農地集積率** 60.4% (2023年) → 7割

### <地域の方針策定に参画する女性農業者の割合>

農業委員	14%	(2023年)	→	30%
農協役員	9.6%	(2022年)	→	20%
土地改良区理事	1.4%	(2023年)	→	10%

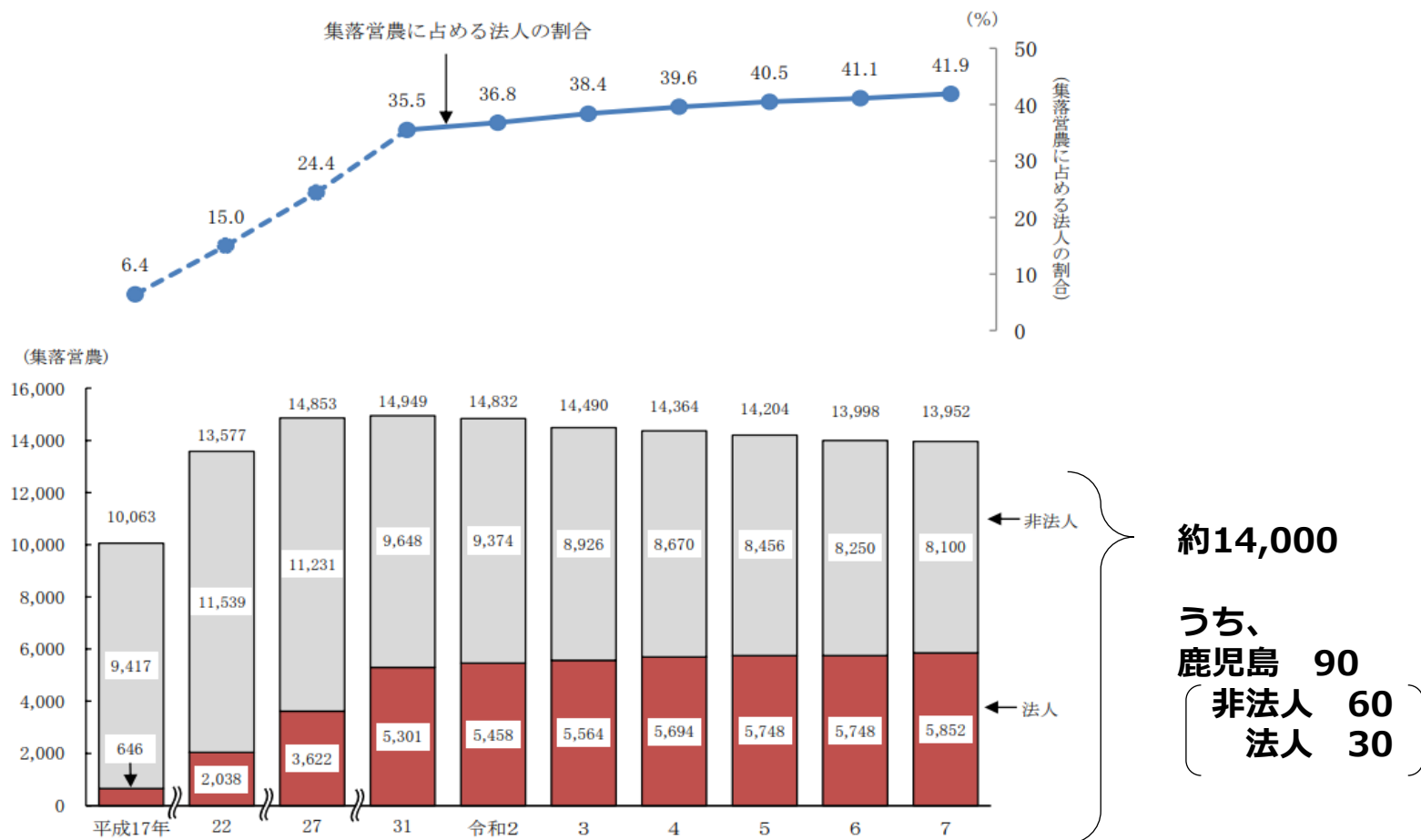
**農林水産省ホームページ (食料・農業・農村基本計画)**

[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/index.html](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html)

# 集落営農の実態

# 集落営農数の推移

- 集落営農数については、平成19年度から、米・麦・大豆等の土地利用型農業の集積等を目的として開始した「品目横断的経営安定対策（現在は経営所得安定対策）」の影響もあり、大幅に増加。  
**近年は、約1万4千で推移。構成員の高齢化等を背景に、一時期法人化が進んだが、最近は鈍化。**



資料：農林水産省大臣官房統計部「令和7年集落営農実態調査」

# 集落営農の労働力の確保

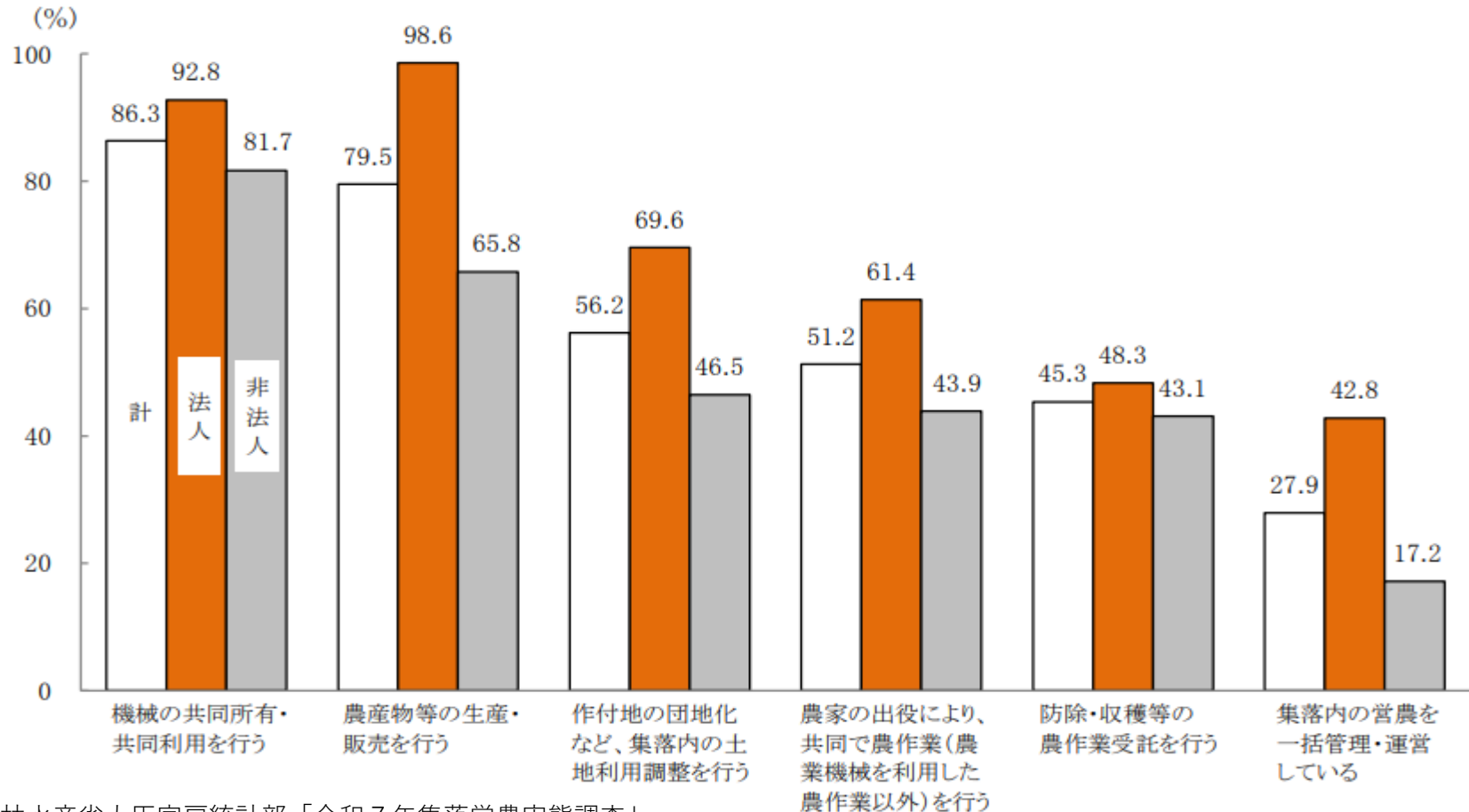
- 集落営農の主たる従事者（オペレーターなど農業経営の中心的役割の者）の状況を見ると、「5人以上」の割合が41.2%と最も高い。  
一方で、「主たる従事者はいない」という集落営農も14.2%存在。  
今後、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農の労働力をいかにして確保していくかが課題と考えられる。

	主たる従事者はいない	1人	2人	3人	4人	5人以上	
	13,952	1,981	2,305	1,242	1,595	1,070	5,759
	100.0%	14.2%	16.5%	8.9%	11.4%	7.7%	41.2%

(鹿児島) (90) (8) (2) (6) (9) (8) (57)

# 集落営農の労働力の確保

- 集落営農の活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」の割合が86.3%と最も高い。また、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う」の割合も比較的高くなっており、特に法人の方が非法人に比べて割合が高いことから、法人と構成員の間で、農作業の効率化のための役割分担の取組が進められていると考えられる。



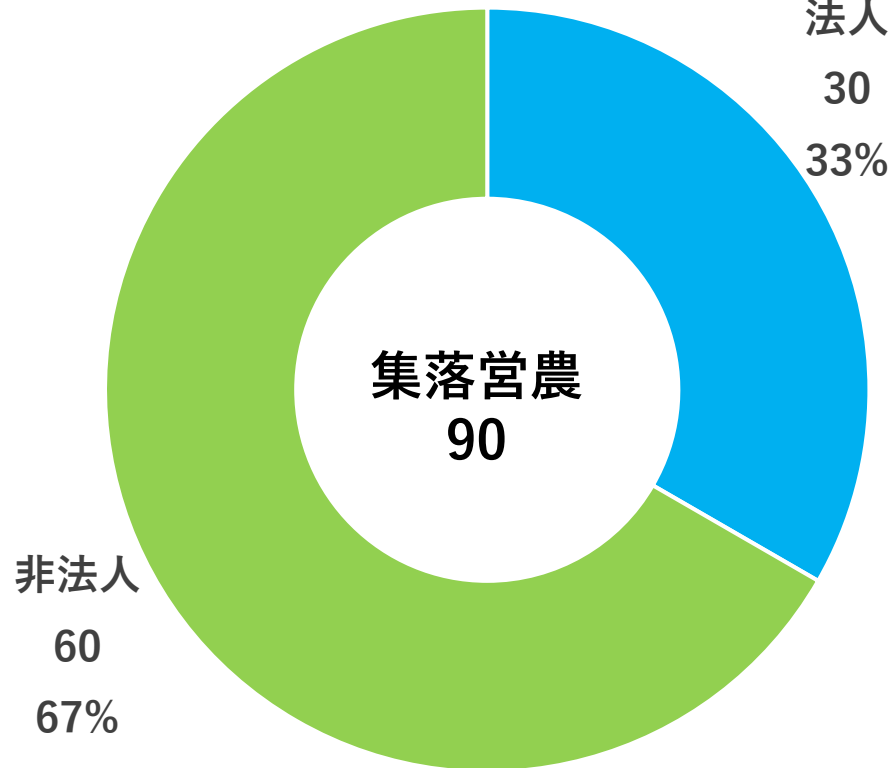
資料：農林水産省大臣官房統計部「令和7年集落営農実態調査」

# 鹿児島県の集落営農の実態

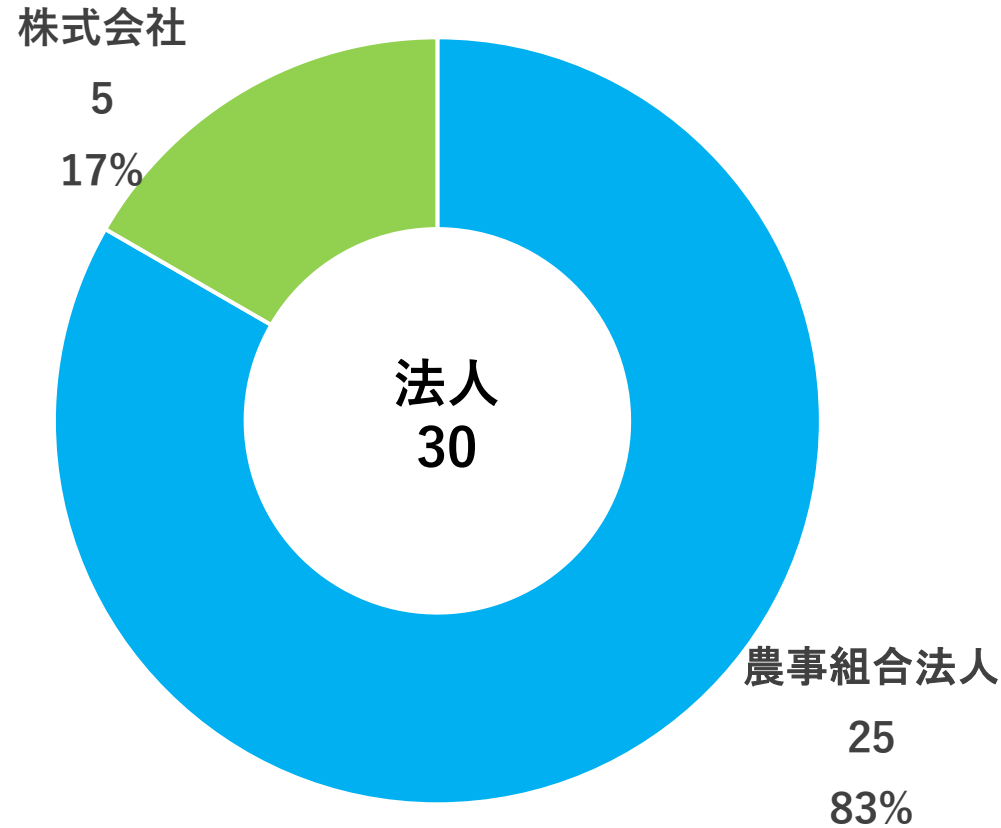
# 組織形態別の集落営農数

- 鹿児島県内の集落営農は90で、法人が30、非法人が60。  
法人形態の内訳は、農事組合法人が25、株式会社が5。

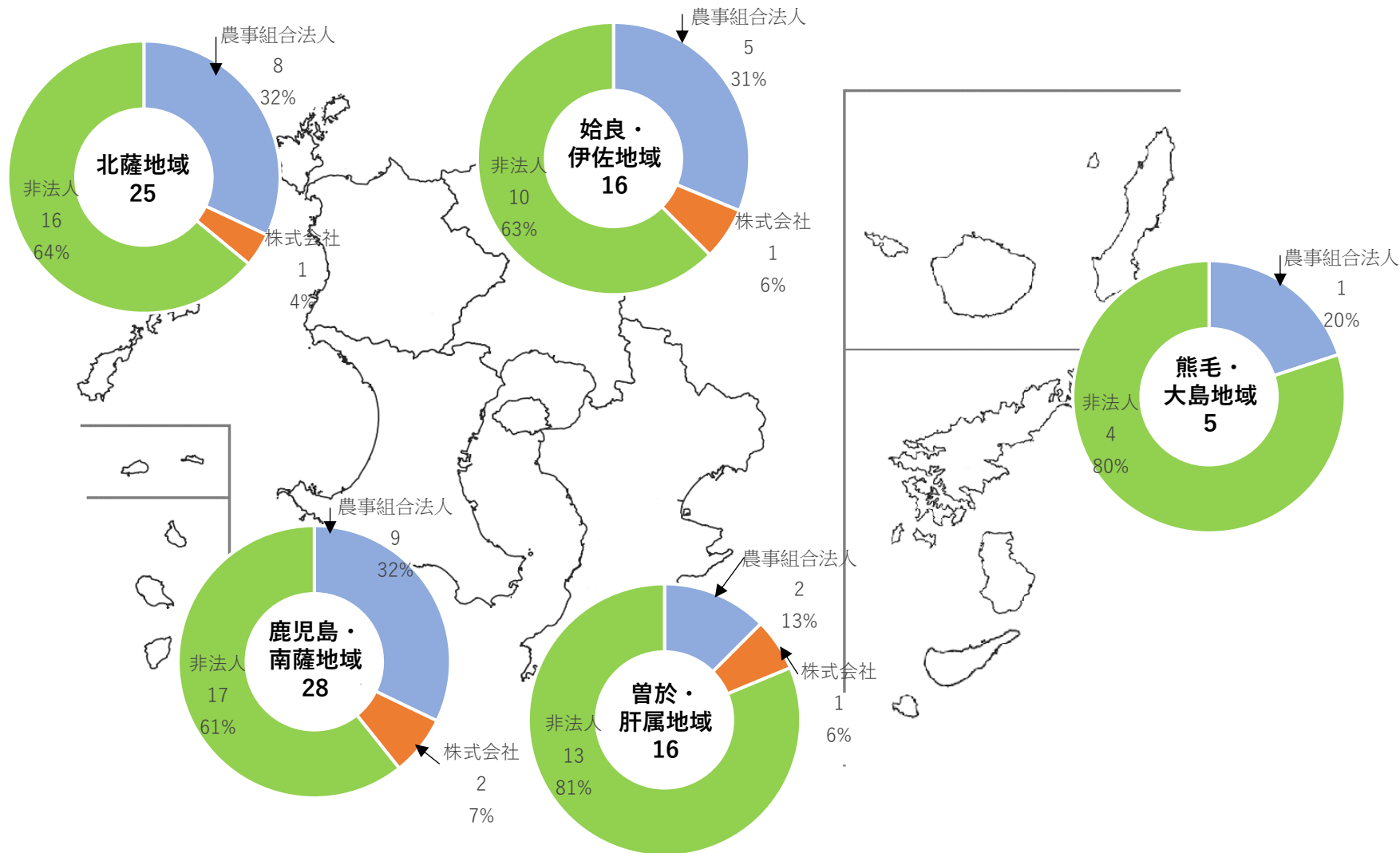
【全体】



【法人の形態】



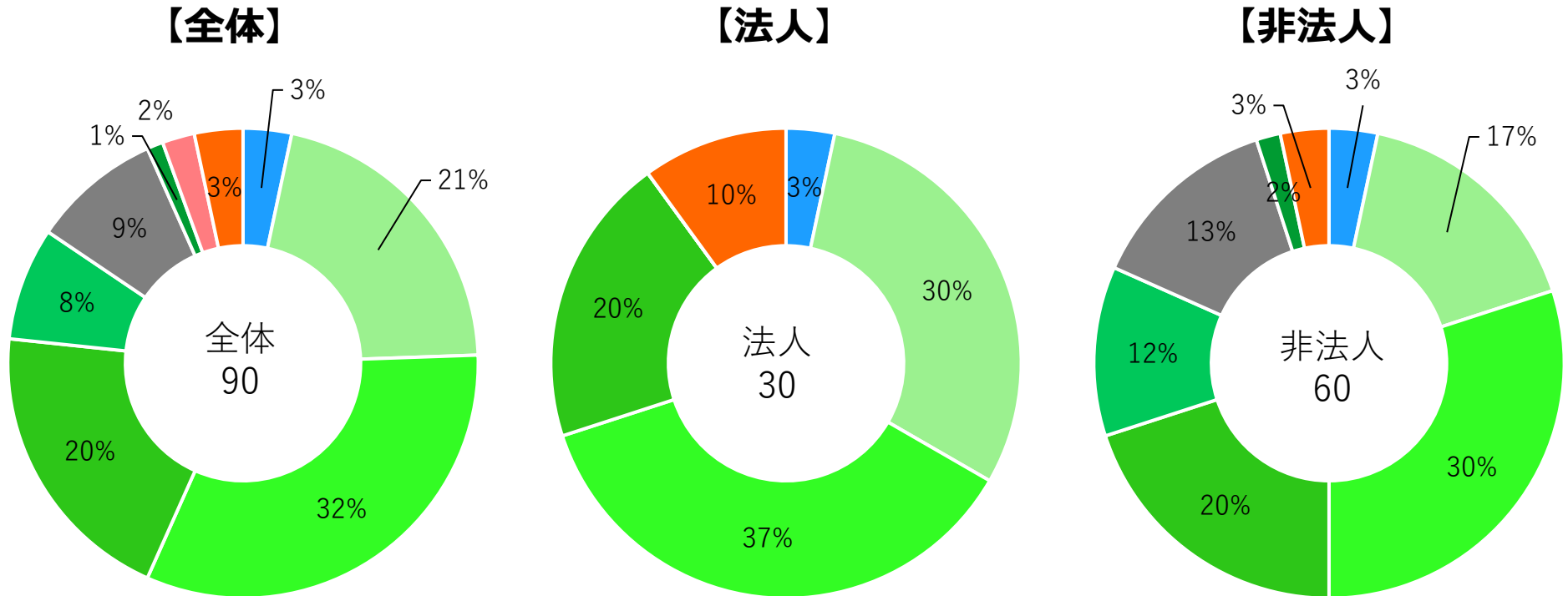
# 組織形態別の集落営農数（地域別）



資料：農林水産省大臣官房統計部「令和7年集落営農実態調査」（組替集計）

# 設立年次別集落営農数

○ 集落営農の非法人をみると、設立から10年以上経過している組織が約8割。

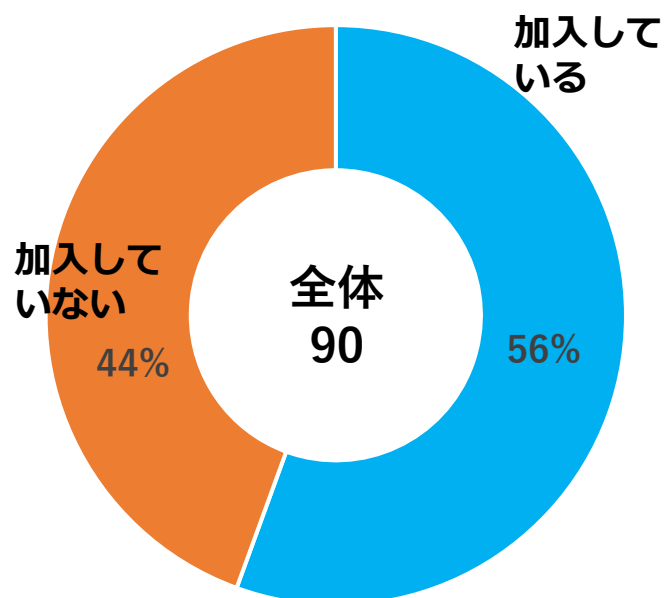


設立年次	
令和元~5	3%
26~30	17%
21~25	30%
16~20	20%
11~15	12%
6~10	13%
平成元~5	2%
59~63	3%
昭和58年以前	3%

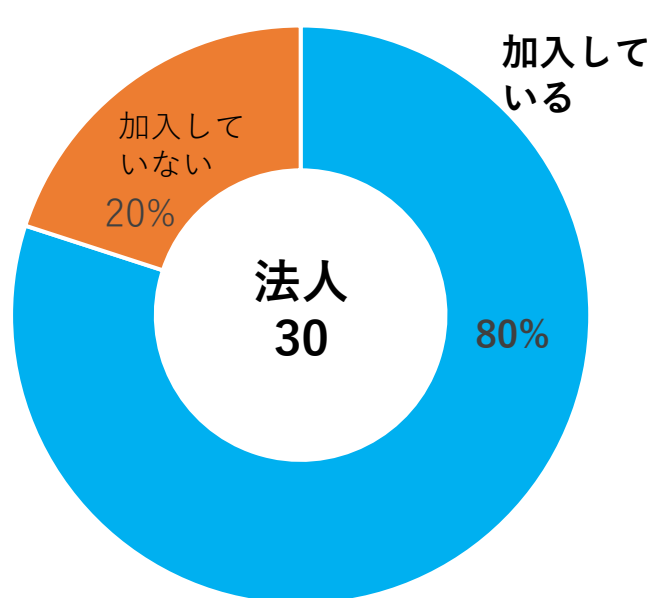
# 経営所得安定対策等への加入状況

○ 集落営農のうち、経営所得安定対策等（水田活用の直接支払交付金を含む）に加入していない組織は約4割。

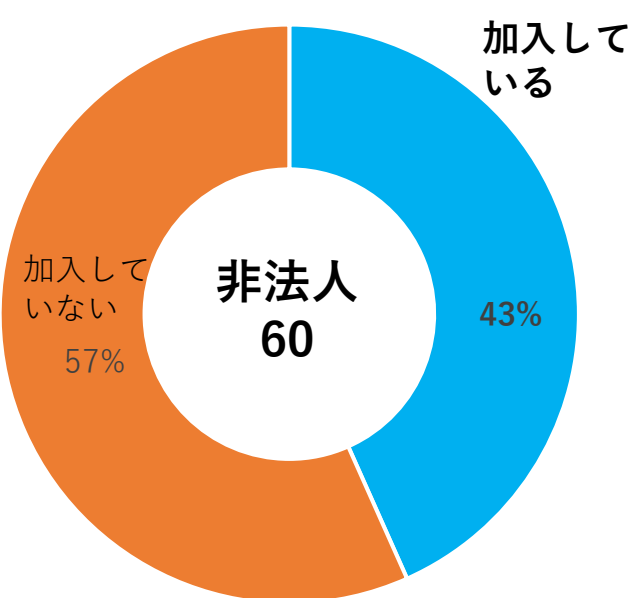
【全体】



【法人】



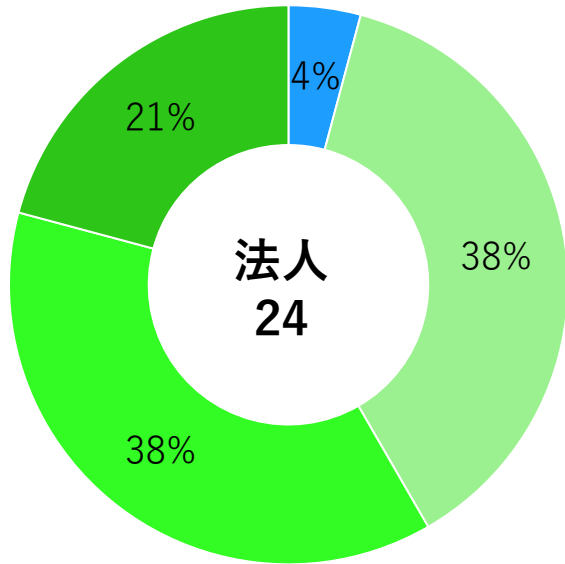
【非法人】



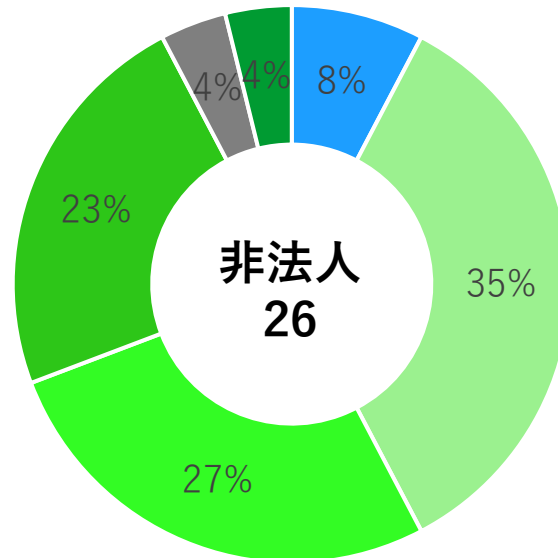
# 経営所得安定対策等への加入年次

- 経営所得安定対策等（水田活用の直接支払交付金を含む）に加入している非法人は26。  
 そのうち、経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）に加入している非法人12の中には、本対策の創設時（平成19年）から非法人のままの組織も存在。

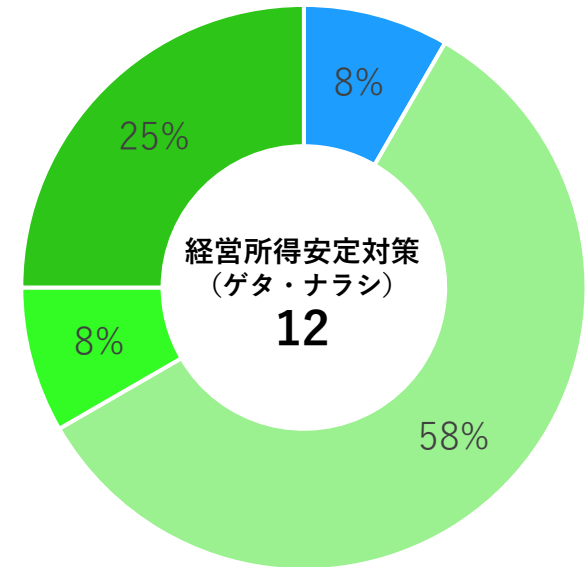
【法人】



【非法人】



【非法人のうち  
ゲタ・ナラシ加入】

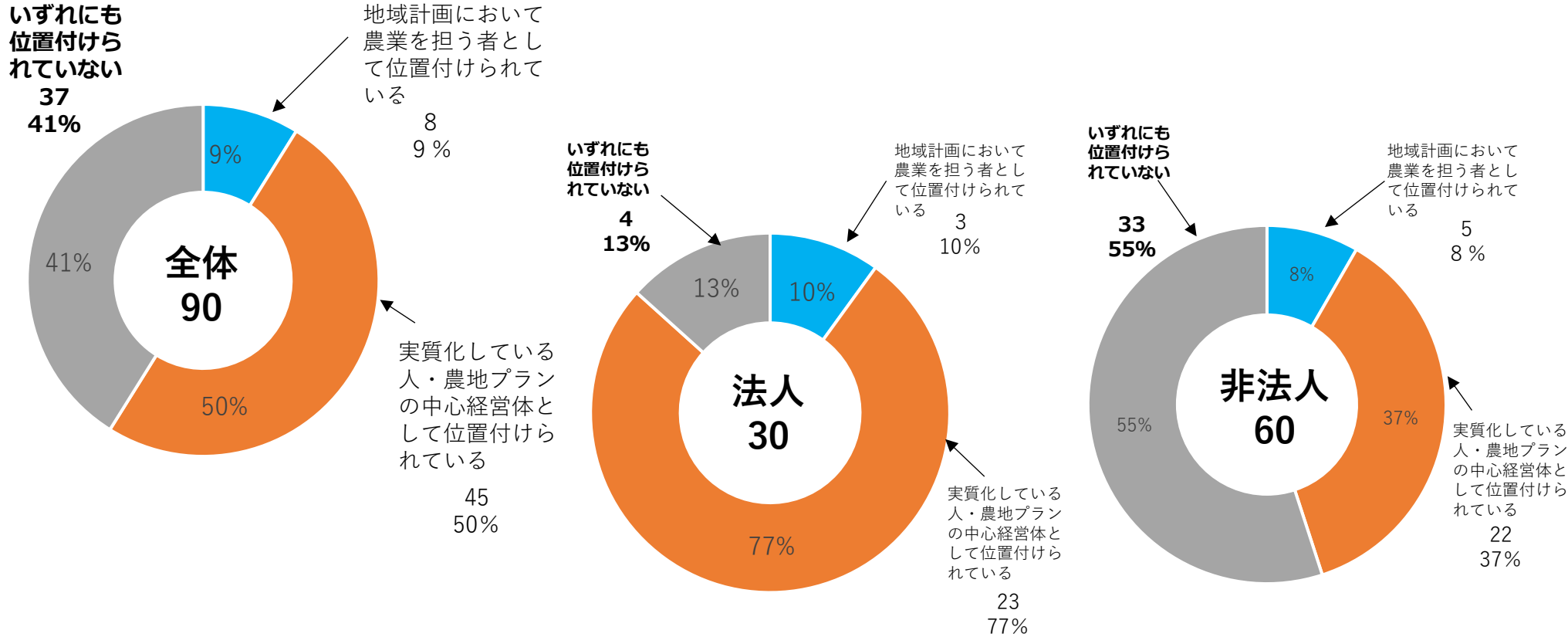


加入年次	
令和元～5	令和元～5
26～30	26～30
21～25	21～25
16～20	16～20
6～10	6～10
平成元～5	平成元～5

注：割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

# 地域農業における集落営農の位置付け

○ 鹿児島県内の集落営農90のうち、地域計画（実質化している人・農地プランを含む）に位置付けられていない組織が約4割（37）。



# 集落営農の労働力の確保

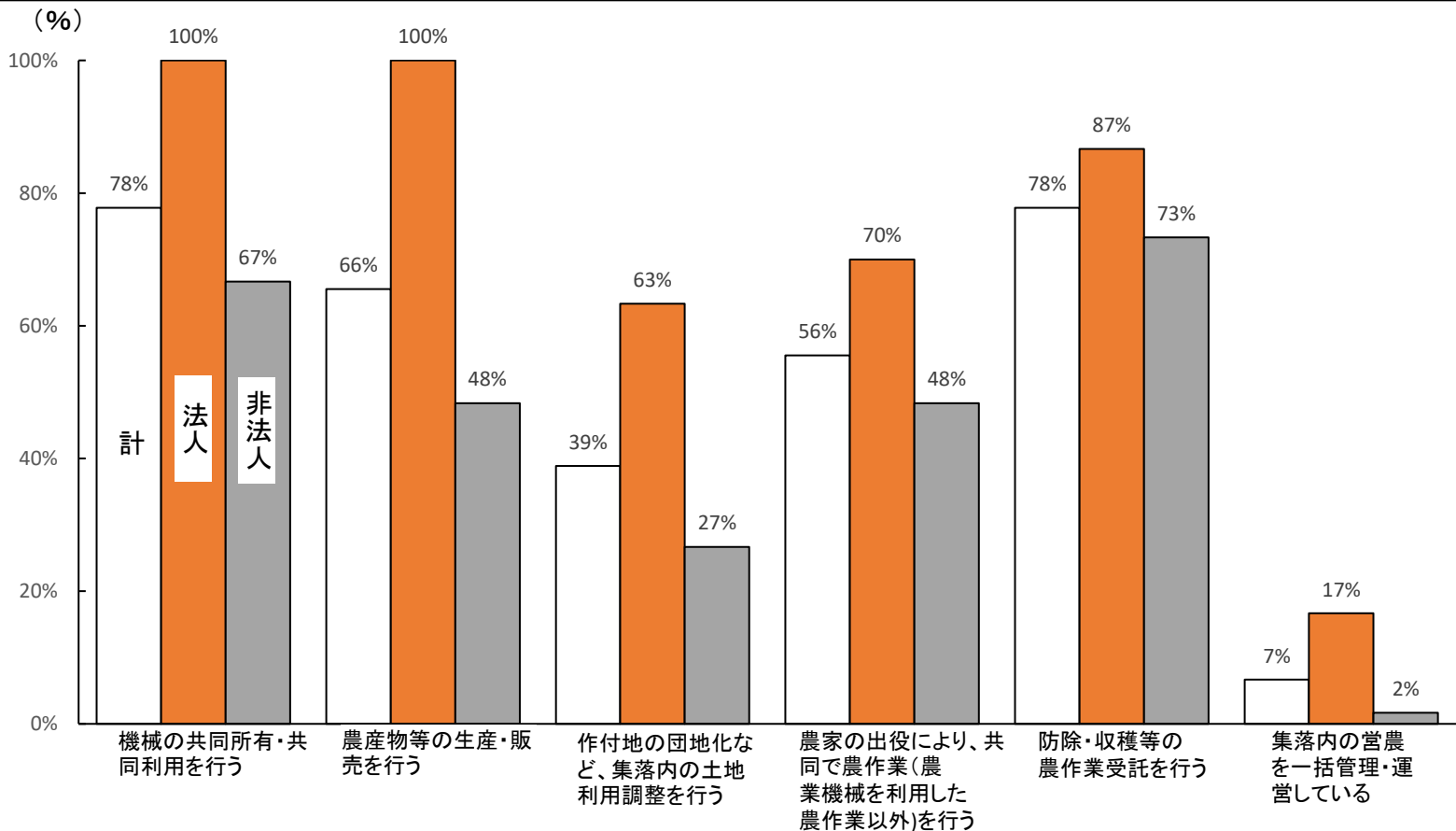
- 集落営農の主たる従事者（オペレーターなど農業経営の中心的役割の者）の状況をみると、「5人以上」の割合が63.3%と最も高い。  
一方で、「主たる従事者はいない」という集落営農も8.9%存在。  
今後、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農の労働力をいかにして確保していくかが課題と考えられる。

	計	主たる従事者はいない	1人	2人	3人	4人	5人以上
法人	30	1	—	1	4	3	21
非法人	60	7	2	5	5	5	36
計	90	8	2	6	9	8	57
割合	100%	8.9%	2.2%	6.7%	10.0%	8.9%	63.3%

# 集落営農の労働力の確保

○ 鹿児島県の集落営農の活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」と「防除・収穫等の農作業受託を行う」の割合が78%と最も高い。

また、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う」の割合も比較的高くなっており、特に法人の方が非法人に比べて割合が高いことから、法人と構成員の間で、農作業の効率化のための役割分担の取組が進められていると考えられる。

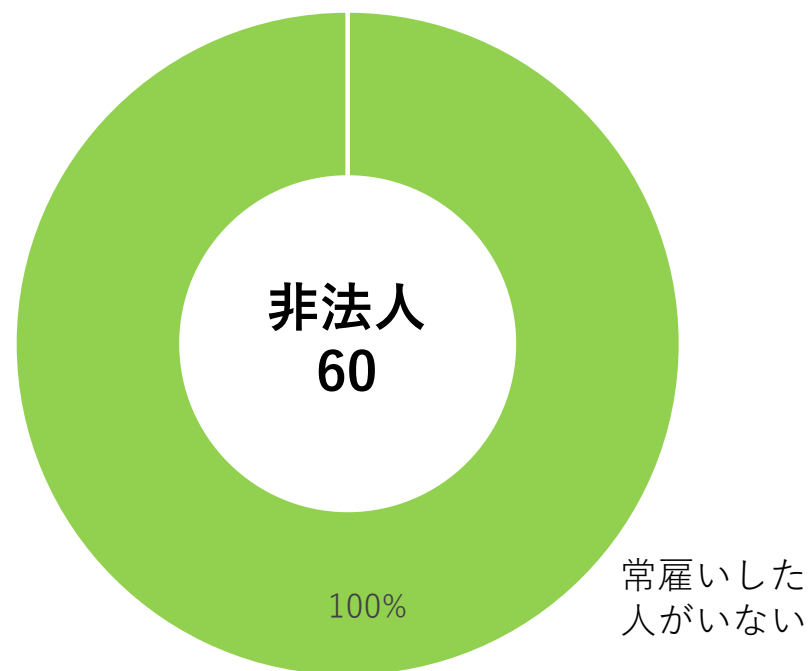
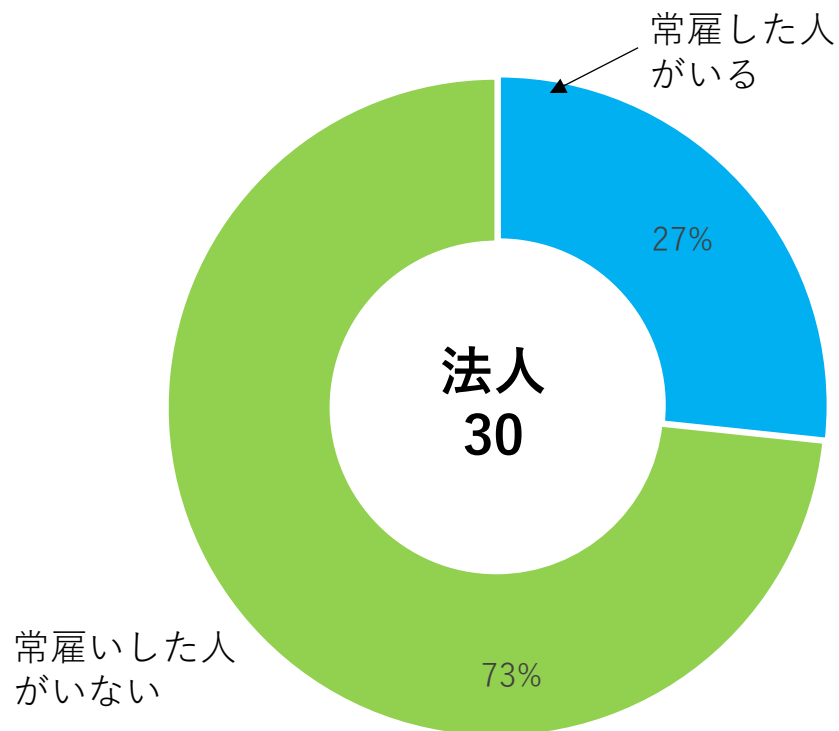


資料：農林水産省大臣官房統計部「令和7年集落営農実態調査」

# (参考) 集落営農の雇用 (常時雇用) の状況

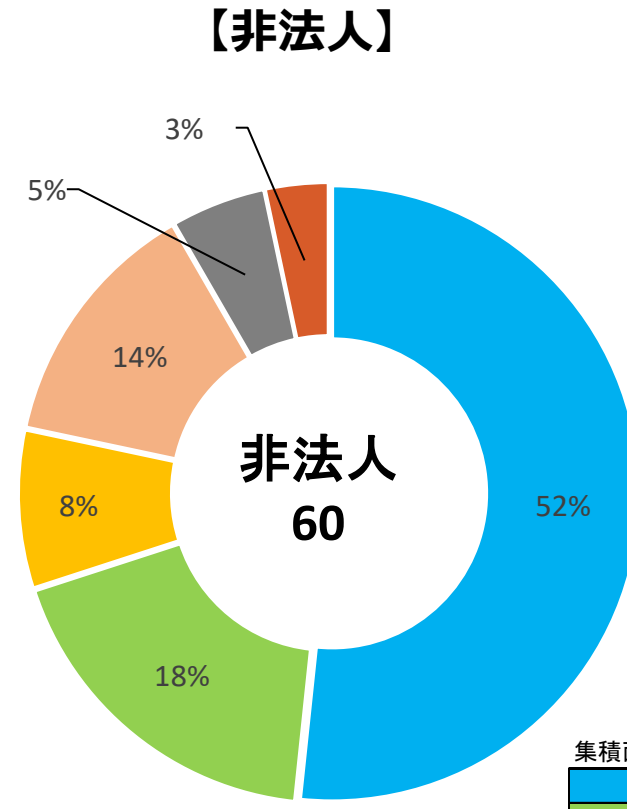
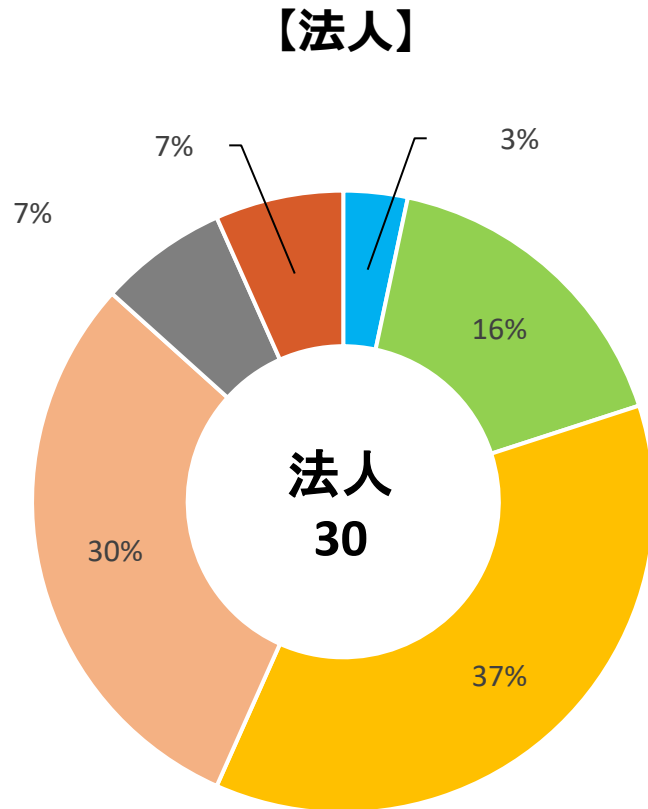
【法人】

【非法人】



# 集落営農の面積の割合

○ 鹿児島県内の非法人の集落営農は、10ha未満の小規模な組織が過半。



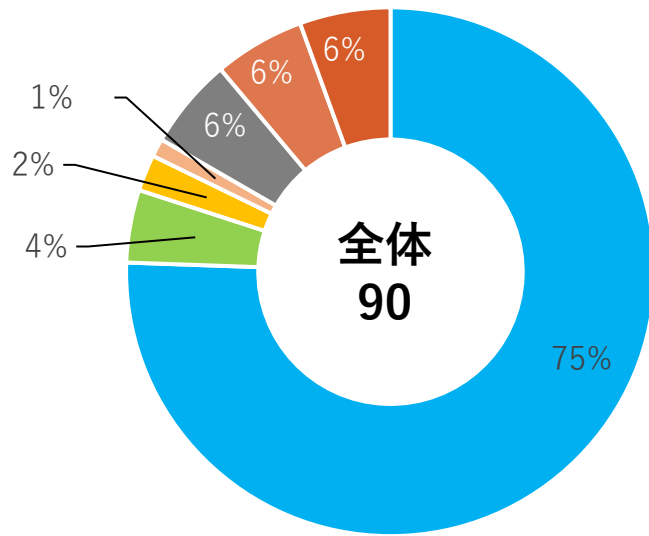
集積面積規模

10ha未満
10~20
20~30
30~50
50~100
100ha以上

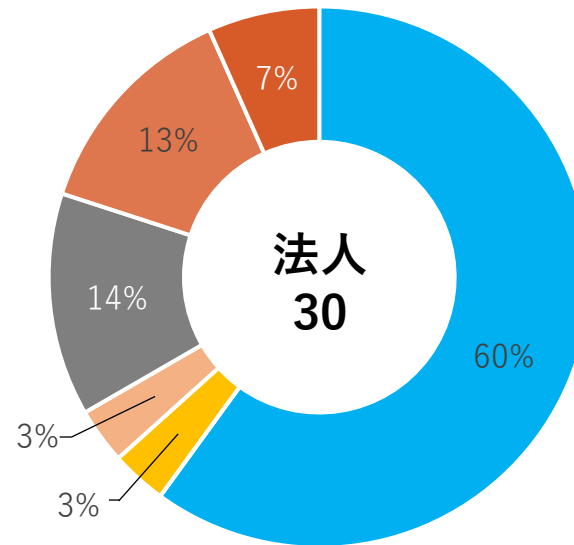
資料：農林水産省大臣官房統計部「令和7年集落営農実態調査」(組替集計)

# (参考) 集落内の総耕地面積に占める集落営農の面積割合

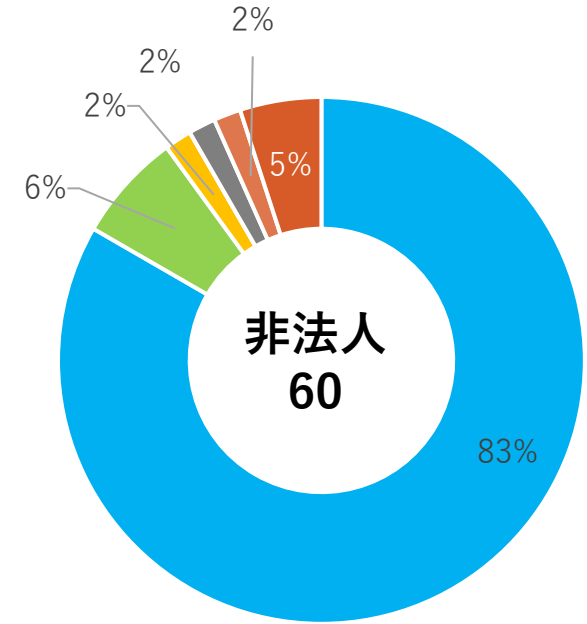
【全体】



【法人】



【非法人】



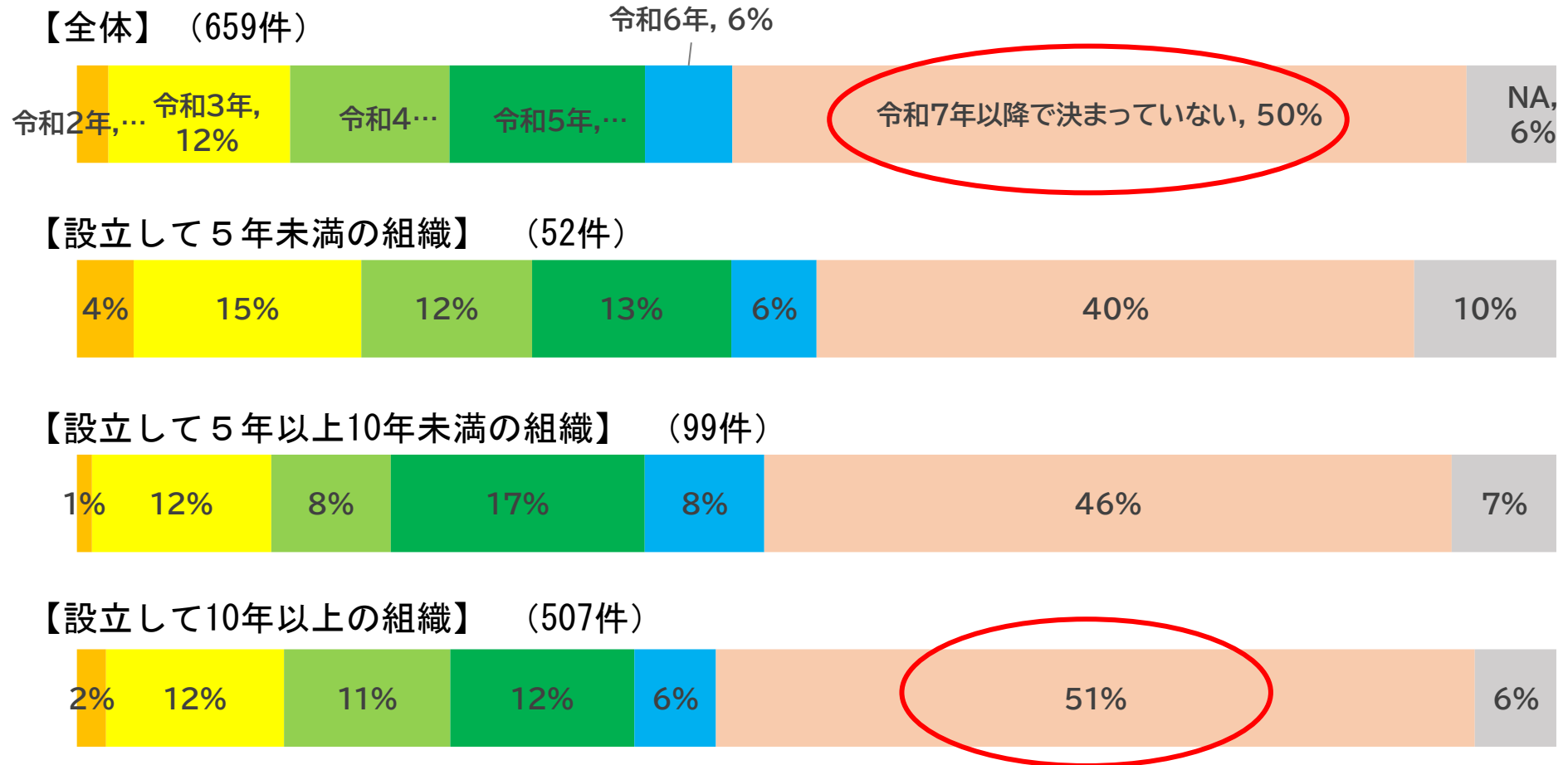
集積面積割合

50%未満	50%未満
50~60	50~60
60~70	60~70
70~80	70~80
80~90	80~90
90~100	90~100
100%	100%

# 集落営農に対する問題意識

# 経営所得安定対策に加入している集落営農の法人化の時期

- 経営所得安定対策に加入している集落営農（任意組織）に対してアンケート調査を実施（令和2年9月～10月に実施。4,022組織のうち3,022組織から回答）。
- 法人化の時期を聞いたところ、**令和7年以降で決まっていないと回答した組織が50%**と最も多い。また、設立して10年以上の組織で51%と最も多い。**地域農業の将来に向けて、何らかのテコ入れが必要**と考えられる。

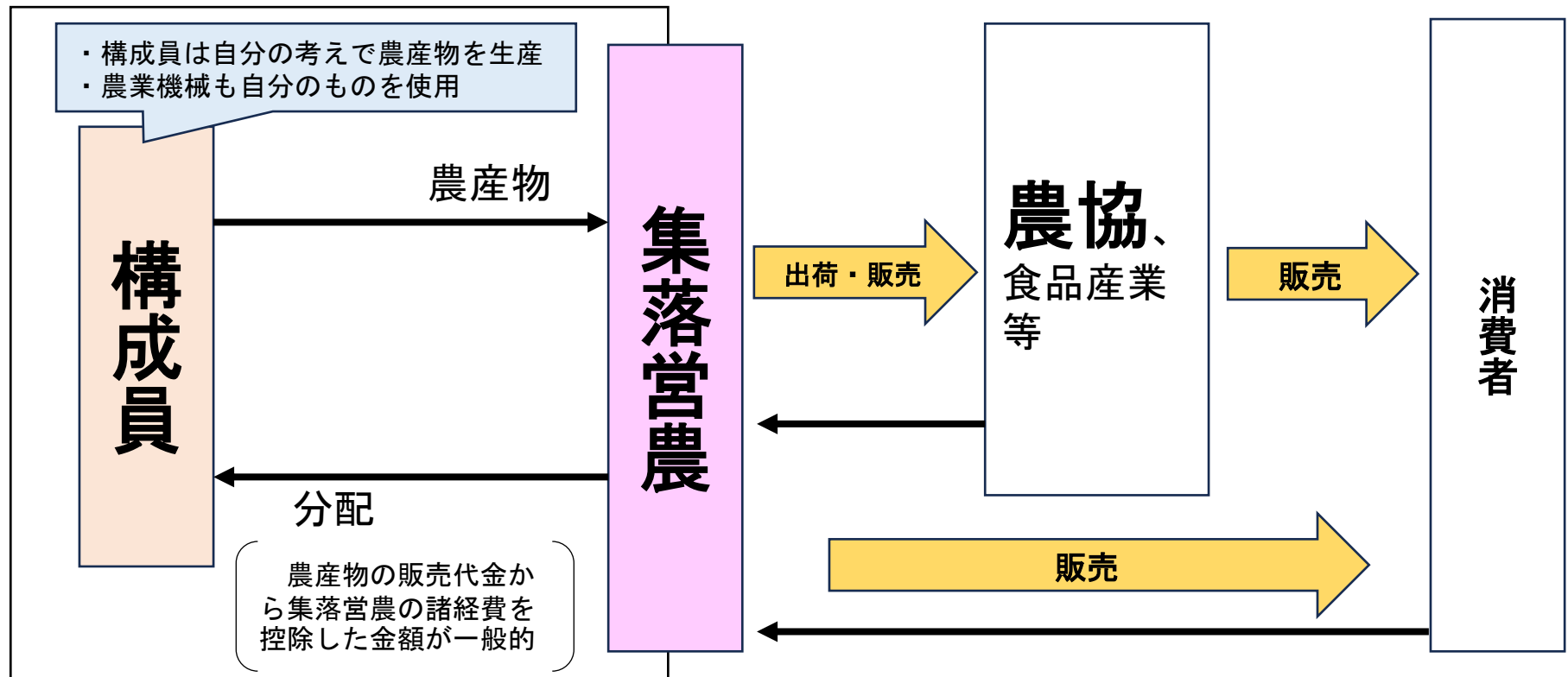


# 集落営農（任意組織）は枝番方式の組織が多い

- 「枝番方式」とは、集落営農の組織単位で収支を計算するのではなく、構成員ごとに収支を計算する方式。

集落営農を立ち上げるときに良く用いられた方式であるが、集落営農として、農業用機械の共同利用を行うとか、まとまった形で農地利用を行うとか、付加価値の高い農産物を生産するとかなどの意識の醸成が図られない（＝法人化に向けた取組の妨げ）。

構成員は、集落営農に参加するメリット（コスト低減等による所得の増）を享受できない。

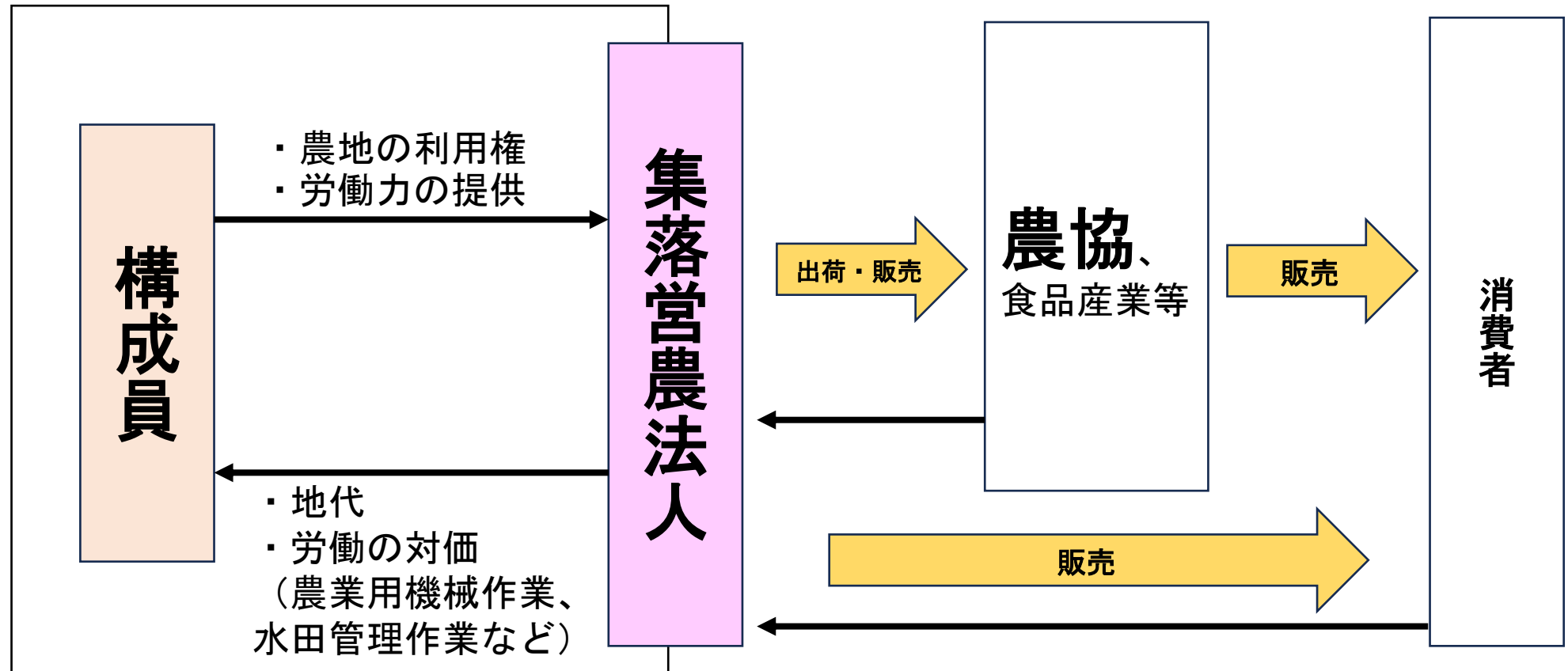


※ 法人化後も、同様の扱いを継続すると・・・

- ・ 法人としての経営体になりにくい、機動的な経営展開の妨げに。
- ・ そもそも、何のための法人なのか？

# 集落営農法人と構成員の関係（一般的な事例）

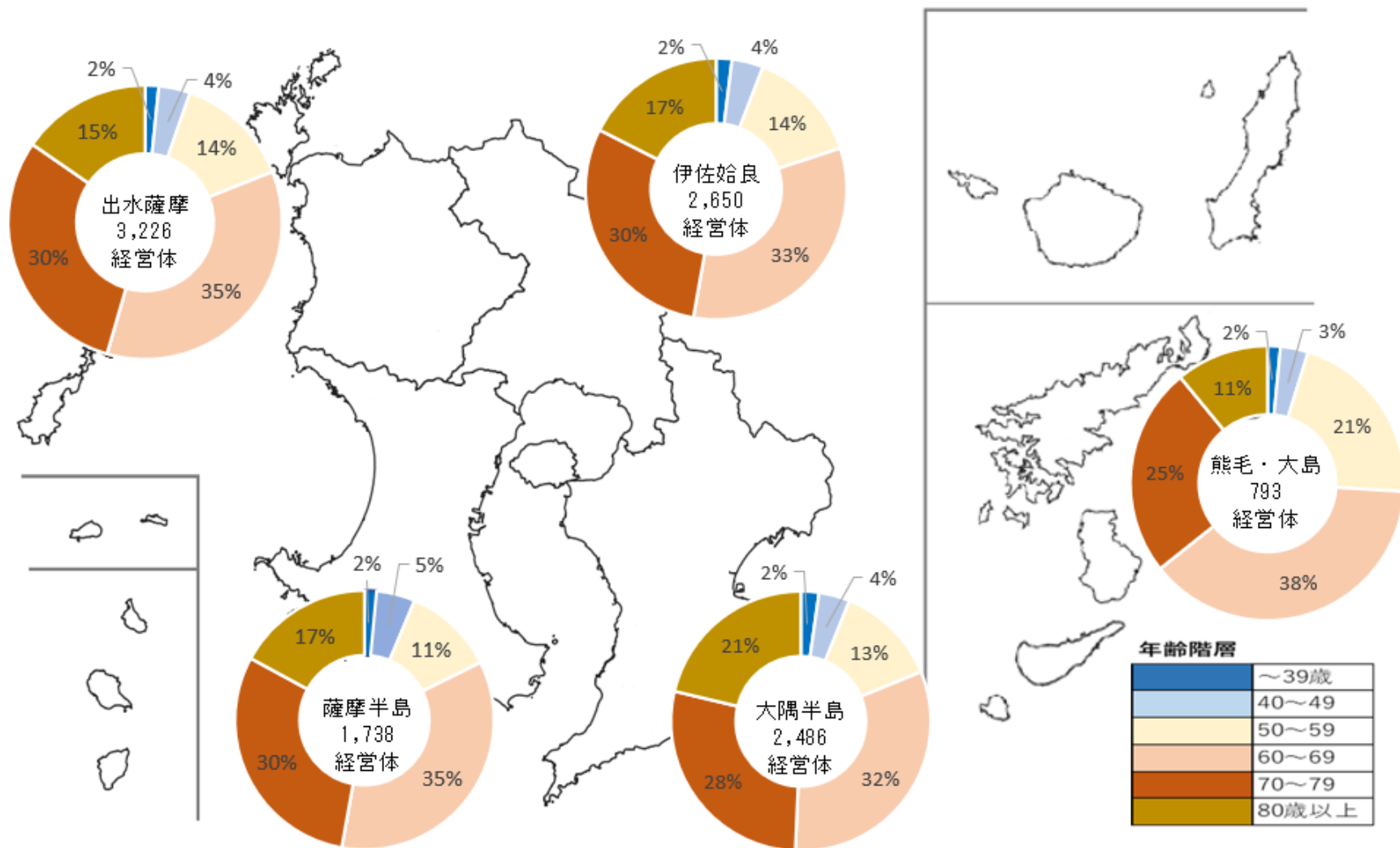
- 集落営農（任意組織）を法人化した場合、一般的には、
  - ・ 構成員の一部又は全部の農地を法人に利用権設定（相続未登記等の事情で利用権設定ができない構成員の農地がある場合は、法人が全作業を受託など）。
    - 法人から構成員には地代を支払う。
  - ・ また、オペレーターの構成員は基幹作業を、それ以外の構成員は水田管理作業（水管理、草刈り等）を担当。
    - 法人から構成員に労働の対価を支払う。



※ 原則として構成員は農業用機械を所有しない。オペレーターは法人所有の農業用機械を使用する。

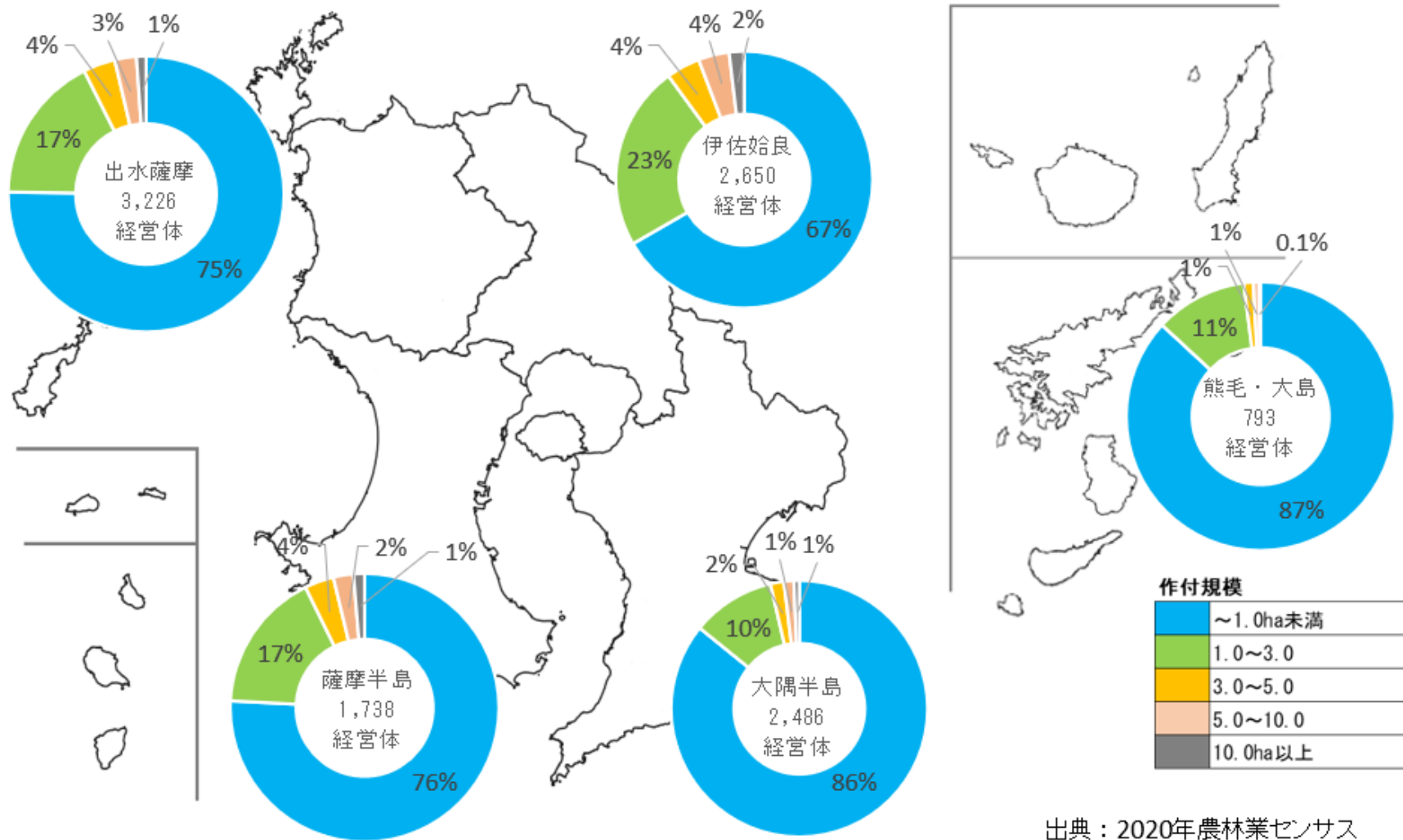
# 鹿児島県の稲作の現状

# 鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・年齢構成別）

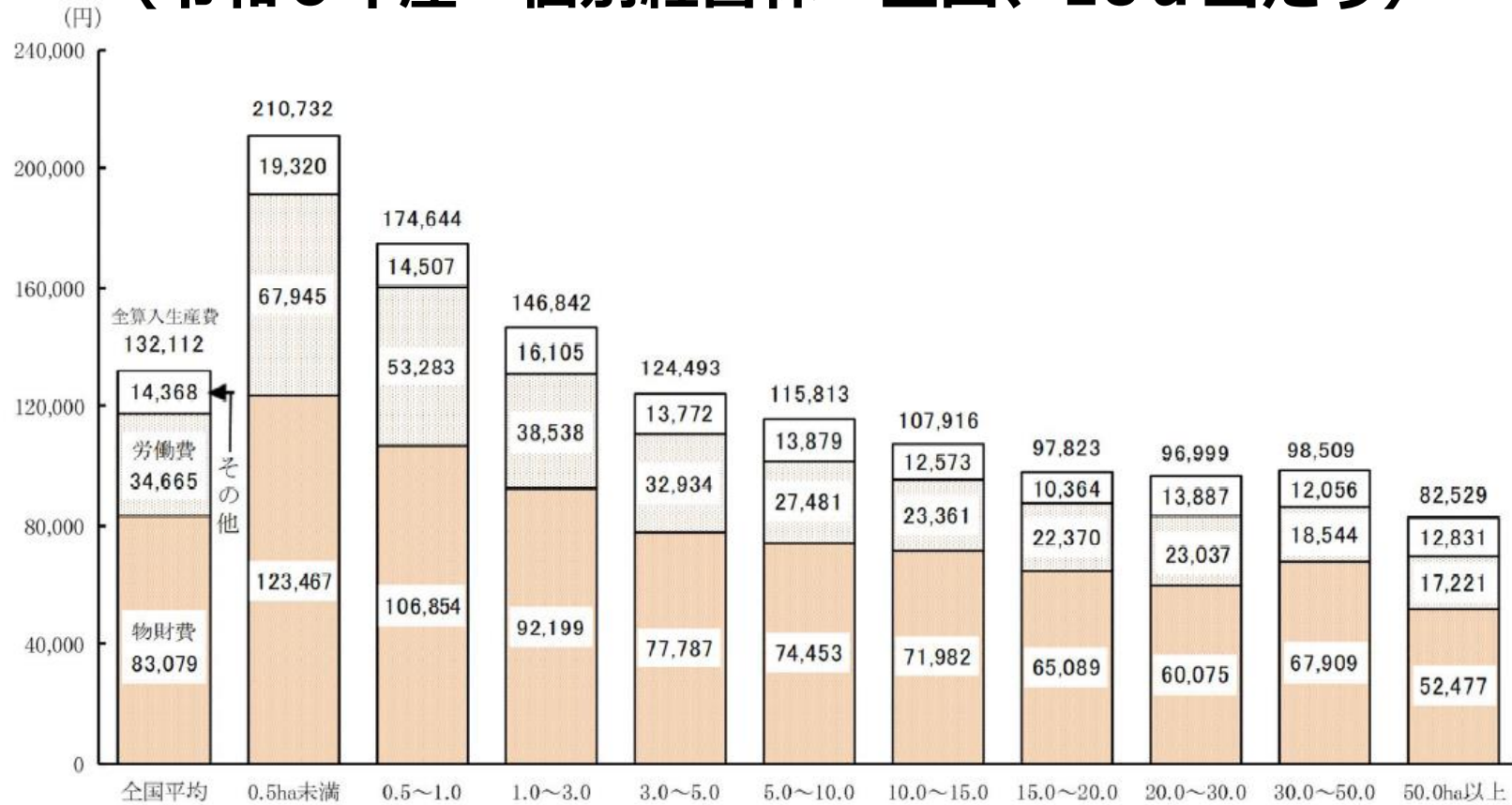


出典：2020年農林業センサス

# 鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・作付規模別）



# 米の作付規模別の全算入生産費 (令和6年産・個別経営体・全国、10a当たり)



〔60kg当たり全算入生産費(円)〕 [15,814] [27,217] [22,027] [17,781] [15,196] [13,749] [12,188] [10,988] [11,027] [11,137] [9,978]

## ※ 小規模経営体も、

- ・ まとまれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が  
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

**10年先のことを考えると・・・**

**鹿児島県の稲作を継続し、  
安定供給できるようにするためには、  
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

**皆さんの地域は、どうされますか？**

**労働力不足への対応、生産性の向上には、  
必要に応じて、圃場整備を行った上で、  
デジタル技術・データの活用も有効！**

スマート農業・農業DXの取組を推進するため、「スマート農業推進鹿児島WEBネットワーク」の会員を拡大し、

スマート農業・農業支援サービスに関する支援等の情報提供、農業者や、農業支援サービスの取組の紹介、ディスカッション等を行う。

## スマート農業推進鹿児島WEBネットワークに参加しませんか？

会費は無料です!!

ネットワークの会員になっていただくと

- ・ スマート農業・農業支援サービスに関する支援等の情報を提供
- ・ スマート農業・農業DXの推進に関するディスカッション等を開催するときに、ご案内させていただきます



水稲:アイガモロボット



施設園芸:統合環境制御装置



畜産:牛発情探知システム



畑作:無人自動運転散布車両

### 会員登録は、WEBで

[https://www.maff.go.jp/kyusyuu/kagoshima/smart\\_agri.html#04touroku](https://www.maff.go.jp/kyusyuu/kagoshima/smart_agri.html#04touroku)

鹿児島WEB協議会の会員登録

本協議会にご参加いただける方は、こちらからご登録ください。

法人・団体・自治体  
の方はこちら

個人の方は  
こちら



【お問合せ先】  
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点  
担当: 秋鷹、中熊、白尾  
TEL099-222-7590

# (参考) 鹿児島県でのスマート農業・農業DX

## ドローン

ドローンによる防除・施肥



ドローンによる遮光剤塗布



## 自動運転

自動走行トラクター



無人自動運転散布車両による防除



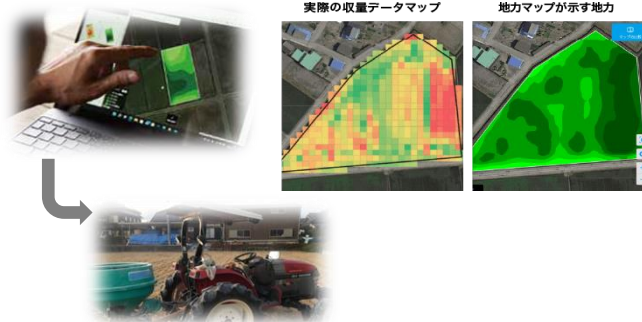
## 営農支援システム

システムによる作業管理等による営農の効率化



## センシング

人工衛星の画像データ等の分析による可変施肥



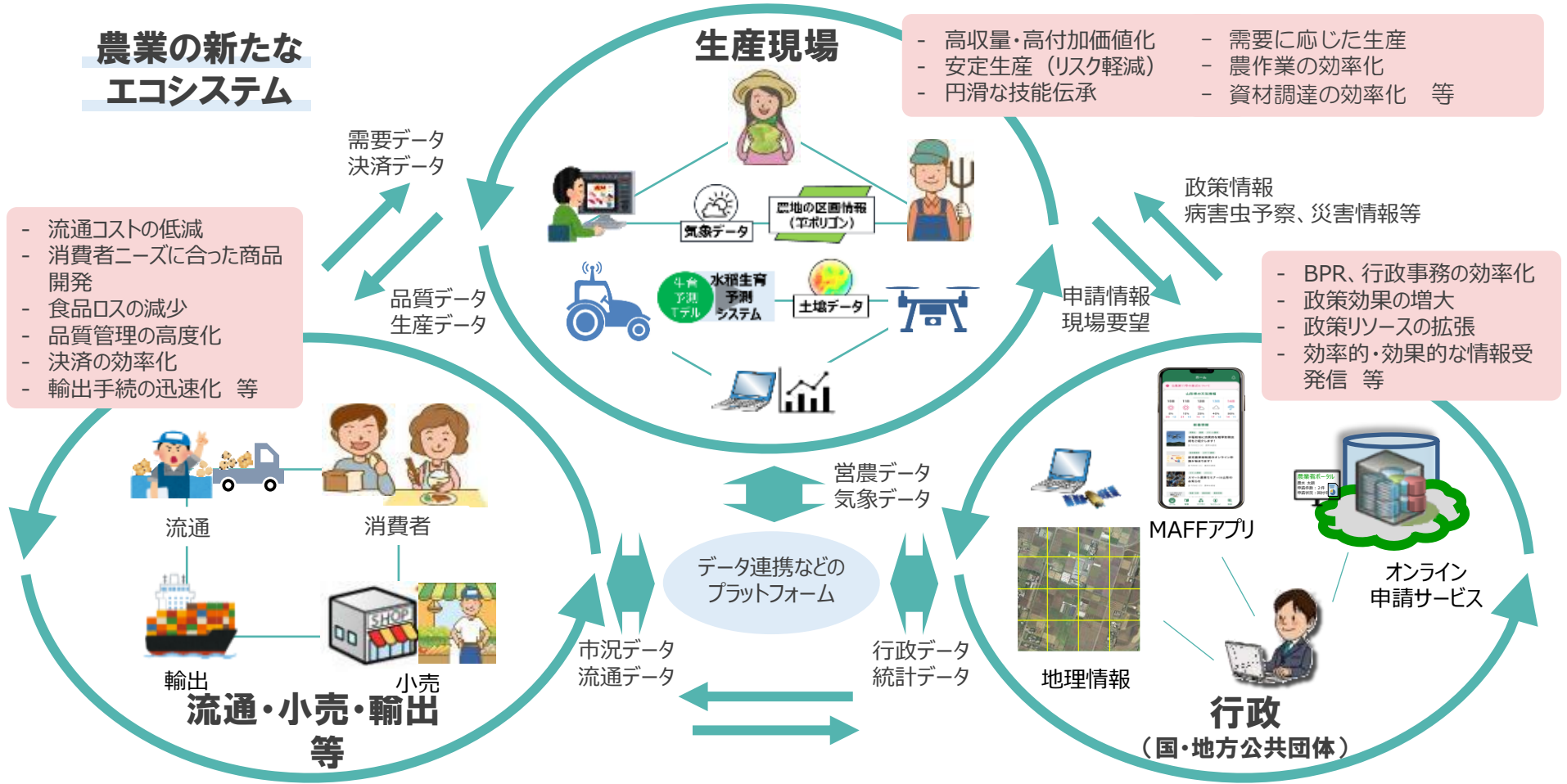
## 環境制御

気温、CO2、日射量等のデータに基づく栽培管理



# (参考) 農業DXにより実現する農業の未来

- デジタル技術を活用した様々な主体がデータでつながり、  
一見矛盾する課題を乗り越えるイノベーションを起こし、消費者ニーズに的確に応える価値を創造・提供できる農業へ。



(2019年6月7日 IT総合戦略本部提出資料（抜粋、一部時点修正）)

# 次代に農地・農業を引き継いでいくための 地域計画の推進



協議の場の様子（喜界町）

- 農業委員会が作成した目標地図の素案を見ながら、
- ・ 現在、どの農地が作付されていて、
  - ・ どの農地が作付されていないのかを確認。
  
  - ・ 作付されていない農地の所有者は誰か、
  - ・ 今後、誰が作付するのか、後継者はいるのか、
  - ・ 後継者がいない農地は誰が担うのか
- などについて議論。

# (参考) 農地集約関係施策の変遷

- 平成19年産から、担い手経営安定法（ゲタ対策、ナラシ対策）  
認定農業者への農地集約（4ヘクタール要件）  
集落営農の立ち上げ（20ヘクタール要件）

※ 平成20年産から、地域水田農業ビジョンの担い手として位置づけられていれば加入可（面積要件の実質廃止）

## 集落営農は、法人化要件

（5年後法人化計画は、平成27年産から人・農地プランの策定により、廃止）

- 平成24年から、人・農地プランの策定・推進

集落等の地域で、地域の農業を担っていく者を、中心経営体として位置づけて農地を集約

- 農地中間管理機構（農地バンク）（平成25年）

リタイヤする農業者等の農地を、担い手に効率的に集約

- 農業経営基盤強化法改正（令和4年）

◎ 人・農地プランの実質化 → **地域計画の策定**（～令和7年3月末）

担い手が効率的に営農できるように、農地を集約

担い手がみつからない、引き受けられないなどの空白地帯を明確化

農地利用上等の課題を明確化

# 鹿児島県における市町村別の地域計画策定状況 (令和7年3月末現在)

地域計画策定数	平均農地面積(ha)
660	145

市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数
鹿児島市	76	日置市	46	長島町	11	宇検村	4
鹿屋市	21	曾於市	18	湧水町	14	瀬戸内町	9
枕崎市	4	霧島市	21	大崎町	24	龍郷町	8
阿久根市	12	姶良市	19	東串良町	15	喜界町	9
南九州市	35	いちき串木野市	30	錦江町	15	徳之島町	9
出水市	12	南さつま市	11	南大隅町	11	天城町	4
指宿市	22	志布志市	19	肝付町	10	伊仙町	10
西之表市	10	奄美市	8	中種子町	9	和泊町	21
垂水市	8	三島村	1	南種子町	8	知名町	17
伊佐市	13	十島村	7	屋久島町	6	与論町	3
薩摩川内市	28	さつま町	19	大和村	3		

# 地域計画の意義（メモ）

- 消費者の皆さんにとっては、生きるために必要な農作物の生産の基礎となる農業現場の情報を知る機会



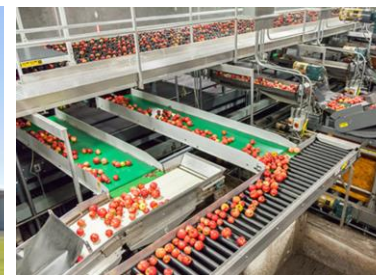
- 食品業界の皆さんにとっては、自社の事業に必要な原料の調達に関する情報を知る機会



- 農業者の皆さんにとっては、自分の営農を効率化するために必要なこと、自分がリタイアするときの農地の扱い、当該地域の農業上の課題などについて、話し合い整理する機会



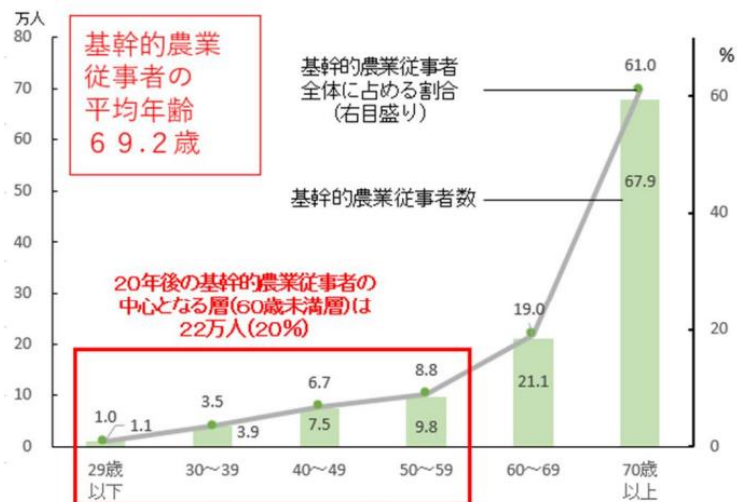
○ 農業協同組合などにとっては、農作物の集出荷の計画との関係で、組合員の農地の利用、農作物の栽培方法などについて話題にする機会



○ 自治体にとっては、農業振興を図る上で不可欠な農地の利用、農作物の生産の現状、将来の在り方などについて話題にする、施策に関する情報提供をするなどの機会



○ 国にとっては、食料安全保障、日本農業の持続的な発展などの政策目標を達成するためのベースとなるものであり、地域農業の課題を把握する機会



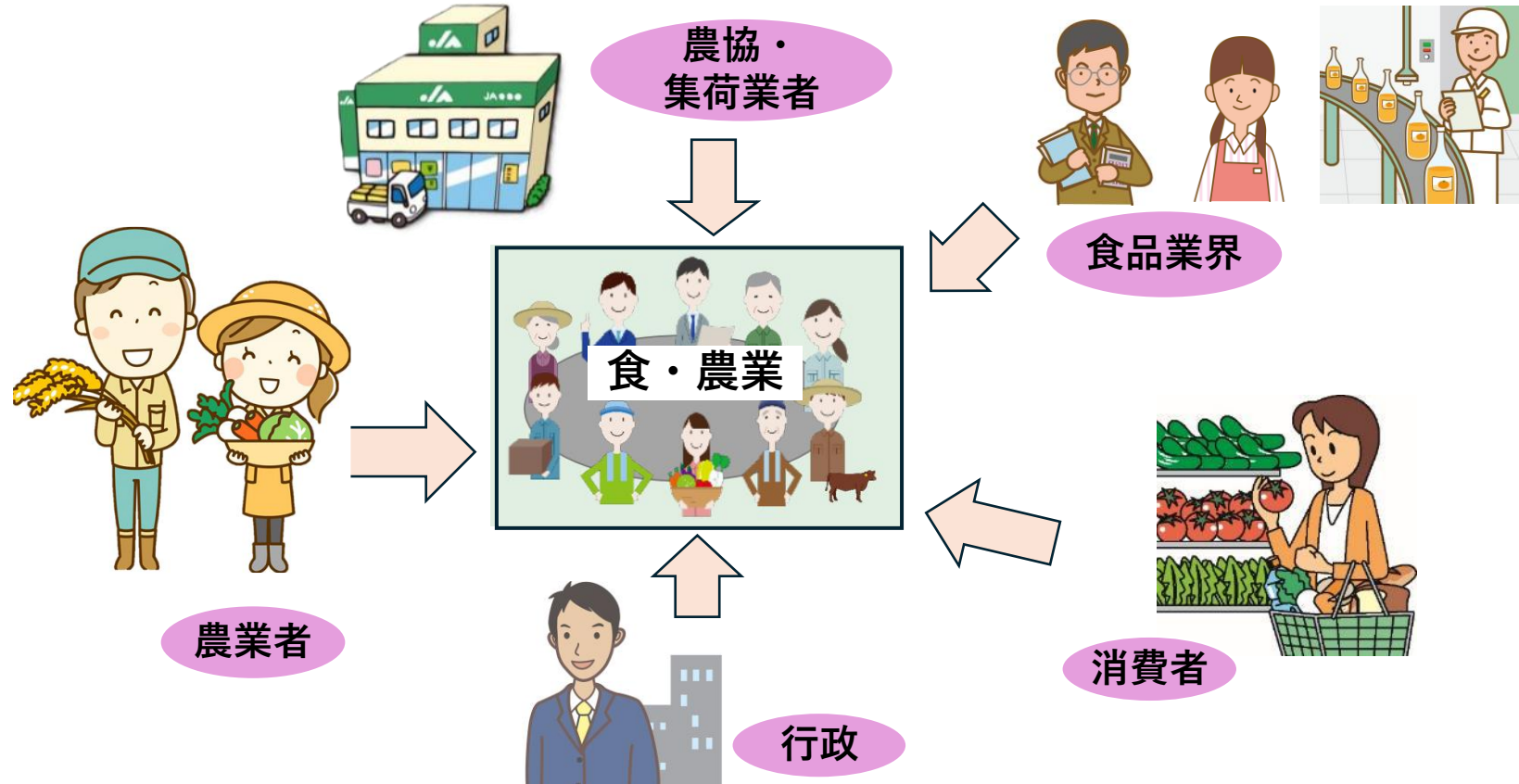


① **地域計画は、毎年、関係者が内容を確認し、必要に応じて情報を更新**（その際、例えば、次のことを話題にして計画に盛り込むことも考えられる。）

- **誰がどの農地を利用しているか？**  
→ **農地を集約するとすればどうするか？**（利用調整など）
- **そろそろリタイアを考えている者はいないか？**  
→ **その農地をどうするか？**（担い手への集約、農業サービス事業者への作業委託、集落営農の立ち上げ、他産業との協業など）
- **相続未登記の農地はないか？**  
→ **誰に伝えて手続きをお願いすればよいか？**（農業委員等へ相談など）
- **農地の利用上の課題はないか？**  
→ **水管理、草刈り、水路清掃、鳥獣被害などの現状はどうか？**  
（区画整理、補修箇所の特典、共同作業の在り方など）
- **農作物の生産体系はこのままでよいか？**  
→ **化学肥料等の削減、有機栽培を広げる場合どうするか？**  
（ゾーニング、生産組織の立ち上げなど）

## ② 農業者以外の方にも情報提供し、農業に関心を持ってもらう

- ・ 地域では、どのような作物が生産されているのか、生産を継続するためにはどのような課題があるのかなどについて、関心を持ってもらう
- ・ 関心の高い方（消費者、取引先など）には声をかけて、農作物の生産、環境美化の共同作業などの取組に参加してもらう



# 集落営農に対する指導等

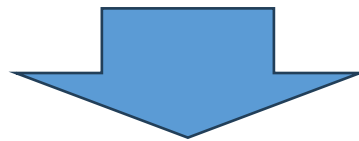
- 地域計画上、  
認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者のほか、  
地域の将来の担い手となり得る者も、将来の農地の受け手として位置づけ。

集落営農（任意組織、法人）も、  
将来の農地の受け手として明確に位置づけ。

鹿児島県内の集落営農（90）では、

- ・ 地域計画において農業を担う者として位置付けられている 8
- ・ 実質化している人・農地プランの中心経営体として位置付けられている 45
- ・ 上記以外（いずれにも位置付けられていない） 37

- 地域計画に関する毎年の話し合いを進める中で、集落営農の状況等も関係者  
で確認し、フォローアップ。



効率的かつ安定的な農業経営に意欲的な集落営農は、  
「半農半X」を受け入れられる雇用の受け皿としていくことも考えられる。

# 今後の集落営農の指導方策

- **集落営農は、地域農業の担い手を確保するために有効な手段の一つ。**一方、構成員の高齢化等が課題の組織もあり、リタイヤが進めば、自然に組織を維持できなくなり、地域農業の持続性が危ぶまれる。このため、**組織自らの問題として、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化合併、連携、経営の多角化や高収益作物の導入など、将来どうしていくのかを真剣に考えてもらうことが重要。**
- 特に、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となっている集落営農については、法人化することが確実と見込まれることが法律上の要件となっていることや地域農業の持続性を確保していく必要があること等を踏まえ、**人・農地プラン（地域計画）の中心経営体に位置付け、将来の法人化を目指しつつ、国、地方自治体等が自己点検・経営改善を推進。**将来の目途が立たない集落営農の構成員の農地は、地域内外の他の担い手に委ねていく仕掛けを地域で確立することも必要ではないか。

## 集落営農 (任意組織)

### 将来方向の検討 (どのような経営を目指すか)

#### 自己点検の実施 (データで見える化)

- ・ 構成員との意思疎通  
(現状認識、将来の方向など)
- ・ 農産物の共同販売経理の状況  
(経理(BS・PL)処理、税務申告など)
- ・ 農業用機械等の共同利用の状況  
(経営資源の把握・集約、構成員の機械更新など)
- ・ 農作業等の役割分担の状況  
(オペレーターと他の構成員の役割分担、人材確保など)
- ・ 農産物の生産・販売等の展開の状況  
(マーケットインの生産計画、付加価値向上策など)
- ・ リスクへの備え  
(収入保険、損保、労災など) など

### 【経営の持続性】

#### 法人化

- ・ 株式会社
  - ・ 農事組合法人
  - ・ 一般社団法人
  - ・ NPO法人 など
- ・ 経営等の改善  
・ 他者からの  
アドバイス

(構成員の高齢化、リタイヤが進めば・・・)

解散・統合  
担い手へ集約

# 鹿児島県内で担い手経営安定法の支援を受けている集落営農の状況

集落営農	設立年	構成員数	R7作付面積	主な作付品目	課題等
A	H27	28	45.6ha	そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む中、役員の引き受け手も厳しい状況であり、法人化は困難。</li> <li>・そばのみの運営であるため、収入が気候変動により、大きく影響。</li> </ul>
B	H9	15	17.2ha	水稲、大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化により、法人化は困難。</li> <li>・集落営農のネットワーク化が重要と考えており、周辺組織との相互連携を強化した上で、合併も視野。(合併協議会に参加)</li> </ul>
C	H19	9	14.5ha	大豆、WCS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化により、法人化は困難。</li> <li>・集落営農のネットワーク化は重要だが、各組織で所有している機械の数や能力の違い、大豆の生産方法や収穫量等に差異があるため、合併は簡単ではない。(合併協議会に参加)</li> </ul>
D	H30	9	9.3ha	そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地で農地が狭く(20a未満)、組合員が兼業であることから、法人化は困難。</li> <li>・地域の農地を守ることを目的としていることから営農の継続は必要であり、そのため作業の効率化を検討。</li> </ul>
E	R1	13	14.0ha	水稲、大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立当初から法人化を考えて営農。</li> <li>・脱退や新規加入がある中で、人材の確保、営農計画の改善が達成できた時点で、法人化について組合員へ相談する考え。</li> <li>・広域化(連携・合併)の意見もあるが、当地域の農地が守れるのかという不安もあるので単独で営農できる組合が望ましい。</li> </ul>
F	H24	7	4.0ha	水稲、そば、飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化・構成員減少(17名→6名)、人手不足で、法人化は困難。</li> <li>・本交付金を受けるのに法人化要件があることは知らなかった。地域の農地を維持するために将来に向けて検討したい。</li> </ul>

集落営農	設立年	構成員数	R7作付面積	主な作付品目	課題等
G	H27	7	19.5ha	水稲、飼料用米、野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による労働力不足のため、会長が兼業でほとんどの農作業を行っており、現状を維持することが精一杯であり、法人化は困難。</li> <li>・新規加入の構成員を募集中。</li> </ul>
H	H19	4	12.6ha	水稲、WCS、飼料用米、野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による労働力不足のため、会長夫婦が構成員外の協力を得ながら農作業を実施。</li> <li>・現体制を維持することが精一杯で、法人化は困難。</li> </ul>
I	H23	26	0.3ha	そば、野菜等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合活動ができていないため、近いうちに解散する予定。</li> <li>・集落営農の農地については、近隣の担い手へ集積する計画。</li> </ul>
J	H6	227	46.7ha	水稲、WCS、飼料用米、飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化要件は、承知していないが、将来的に後継者やオペレーター不足になるとの問題意識は持っている。</li> <li>・行政に対して、法人化に関する研修会等の開催を希望。</li> </ul>
K	H27	10	12.7ha	そば、飼料用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等で耕作できなくなった農地を積極的に引き受け、担い手と利用調整し、地域農業の維持に貢献。</li> <li>・法人化の意向もあることから、農地の賃貸借について農業委員会に相談中。</li> </ul>
L	H28	30	19.2ha	そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営面積が増加傾向にあり、経営が安定した時期に法人化を検討。</li> <li>・構成員が30名と多く、そばの品質・収穫量に個人差があるため、実証ほ場を設定した研修を実施予定。</li> </ul>

※ R6は、15集落営農が経営所得安定対策に加入していたが、R7は、解散等により、12集落営農となった。

# 參考資料

## 40 集落営農連携促進等事業

令和8年度予算概算要求額 200百万円（前年度 200百万円）

### <対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

### <事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

### <事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

#### ① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。【定額】

#### ② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 【1/2以内】

#### ③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

### <事業の流れ>

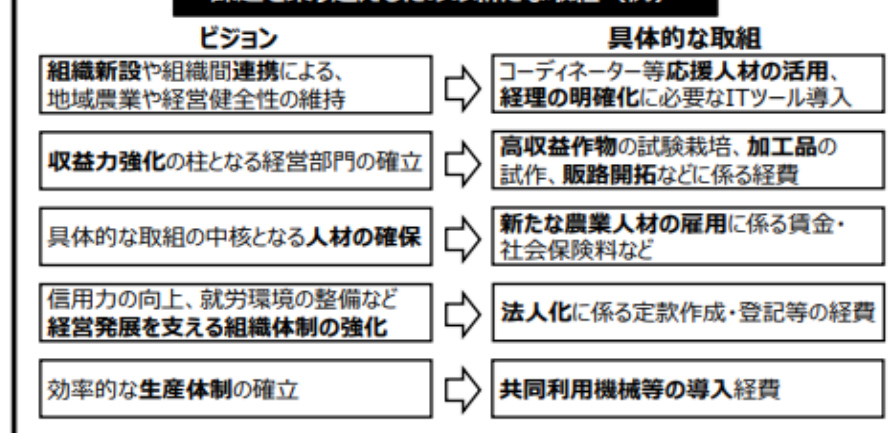


### <事業イメージ>

#### 集落営農の経営基盤強化が課題



#### 課題を乗り越えるための新たな取組（例）



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

# (参考) 集落営農の法人化に向けた自己点検の内容

## 1 構成員との意識疎通はできていますか。

- 構成員の中には、自分が所属する集落営農の経営状況を知らず、集落営農への参加意識がない者も存在しているかも知れません。
- 構成員が、組織の一員として責任を持ち、営農活動に参加できるようにするためには、組織の意思決定をしっかり行い、その内容を構成員全員に共有することが必要です。
- さらに、構成員の皆さんがどのような意識で集落営農にかかわっているのかも把握しながら、経営計画、運営方針等の検討を進めていくことが、安定した組織運営とするために必要です。

チェック項目	○、△、×
<p>○ 将来、どのような経営を目指すのか（経営理念）を決めており、そのことを構成員に共有している。</p> <p>（目指す経営の例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の農地の維持のため、農産物の生産・販売</li><li>・利益を追求するため、農産加工品の製造・直売など経営を多角化</li><li>・地域の活性化のため、農業関連だけでなく、地域活動など多様な事業を展開</li></ul>	
<p>○ 次期リーダー候補やリーダーの継承方法（定年制、輪番制、外部からの登用など）について定めている。</p>	
<p>○ 集落営農の役員レベルで、定期的に組織の運営状況等について打ち合わせを行っている。</p>	
<p>○ 経営理念の実現に向けて、構成員の意見等も聞きながら、集落営農の経営計画・運営方針等を策定・改善している。</p>	
<p>○ 集落営農の総会資料（決算、次年度の経営計画、運営方針など）については、全ての構成員に開示している。</p>	

## 2 集落営農の共同販売経理は組織単位で行われていますか。

- **枝番方式(注)だと、小規模の構成員はほとんど赤字精算であり、集落営農のメリットを享受できません。**

(注) 枝番方式とは、集落営農の組織単位で収支を計算するのではなく、構成員ごとに収支を計算する方式です。集落営農として、農業用機械の共同利用を行うとか、付加価値の高い農産物を生産するとかの意識の醸成が図られず、法人化に向けた取組の妨げになります。  
法人化後も、同様の扱いを継続すると、組織のガバナンスが効かず、機動的な経営展開の妨げになります。

- **また、経理担当も、構成員ごとの収支伝票を整理しなければならず、事務処理で苦勞されています。**

- **組織として共同販売経理をすれば、構成員にも集落営農の経理が分かりやすくなり、構成員も利益の分配として幾ら貰えるのか計算できるので、所得を上げると意識が働きます。**

**経理事務も一元化され、構成員ごとの生産額、経費等を区分する煩雑さも解消されます。**

チェック項目	○、△、×
○ 専属の経理担当者を置き、貸借対照表 (BS)・損益計算書 (PL) を作成している。	
○ 集落営農で生じた利益の構成員への分配方法 (作業時間に応じた配当など) を総会で決めている。(法人化後は、組織運営に必要な資金の水準も踏まえ、地代、給与などを決める。)	
○ 構成員への分配額は、構成員全員に通知するとともに、構成員が税務申告の手続を行っていることを確認している (任意組合)。 組織として税務申告の手続を行っている (人格のない社団等)。 (注) 規約上、組織として財産の管理を行うことを明確にしている (剰余金の処分に関する規定を措置している) 組織は「人格のない社団等」に該当することに留意。	
○ 組織運営や将来の投資 (共同利用機械等の維持・更新など) のための資金を確保するためのルール (任意組合を選択する場合、構成員への分配額を翌年度の出資に振り替える。人格のない社団等を選択する場合、利益の一部を繰り越すなど) を決めている。	
○ 集落営農で取り組む農産物の収支について、構成員ごとではなく組織でプール計算している (枝番方式からの脱却)。	
○ 共通経費に係る費用負担の徴収方法が決まっており、構成員の全員が承知している。	

### 3 トラクター、コンバインなどの農業用機械の共同利用化は進んでいますか。

- 構成員の中には、小規模・兼業農家でありながらも、農業用機械をフル装備している者も、まだ存在しているかも知れません。
- そのような者は、当然のことですが、収入の割には機械代が嵩むので、集落営農に参加しているメリットを感じないとの意識があると思います。
- 集落営農で取り組む農産物の作付規模に応じた適切な台数の機械に整理し共同利用化を進めれば、機械代が節約できるので、確実にコスト削減につながります。

チェック項目	○、△、×
○ 構成員が所有している農業用機械（特に、トラクター、田植機、コンバイン）の償却期間など、組織で利用可能な経営資源を全て把握している。	
○ 組織の経営規模に応じた適正な能力・台数の農業用機械を整備している又は、徐々に整備する計画ができています。	
○ 農業用機械の整理合理化を進めるため、構成員の所有する農業用機械が使用不能となったときは更新しないルールを決めている。	
○ 組織で所有する農業用機械の保守点検を定期的に行っている。 万が一の場合、営農を継続するため、地域の他の担い手との連携体制が確立されている。	
○ 農業用機械を管理するための場所を整備している又は整備する計画がある。	

## 4 農作業等の役割分担はできていますか。

- 構成員が自分の圃場の作業を自分だけで行っていると、集落営農への参加意識は働きません。
  - 例えば、
    - ・ オペレーターが基幹作業(耕起、播種、収穫)を行い、それ以外の構成員は水田管理作業(水管理、草刈り等)を担当する
    - ・ 共同出役する場合、班体制を確立し、出役計画を作成する
 など、構成員の役割分担を行うことにより、作業の効率化が図られるとともに、休日を有効に活用できるようになります。
  - 余った労働力を利用すれば、高収益作物の導入、農産物の加工等にもチャレンジできると考えられます。
- ※ デジタル技術(ドローン、土壌データ等)の活用により、作業効率の向上、コスト削減を図ることも考えられます。

チェック項目	○、△、×
○ 農産物の生産、防除などの計画が作成され、構成員がそれに従って作業を行っている。	
○ 組織で生産する農産物ごとの責任者が決まっている。	
○ オペレーターと構成員の役割分担（水管理・草刈り等は構成員が担当）又は班体制による出役計画を作成し実行することにより、作業の効率化を図っている。	
○ 農作業等を行う構成員は、全て作業日誌を作成している。	
○ 5年先、10年先を見据えて、オペレーター等の作業従事者の確保方法が決まっている。	
○ 農業用機械のオペレーター等の養成計画がある又は作成する予定がある。	

## 5 農産物の生産・販売等はマーケットインの考え方になっていますか。

- 構成員が、自分の考えのみで圃場を管理し、何を作るかも決めている状態では、組織として、統一した栽培管理方法がとれず、品質にもバラツキがあり、大きなロットをまとめることができません(スケールメリットを活かせません)。
- 経営を安定・発展させていくためには、作ったら売れるの発想ではなく、市場動向のリサーチ、取引先のアドバイスを得るなどして、マーケットインの考え方で農産物の生産を行うことが重要です。
- 集落営農全体の農地の状態を把握し、集落営農としての農地の利用計画を整理すれば、ロットをまとめて、均質な品質の農産物の生産ができるので、安定した出荷・販売先の確保につながります。
- 生産した農産物の品質データ等を整理し、顧客に提供すれば、農産物の価値が伝わり、信頼ある取引を継続できることにつながります。

※ 集団的・面的に営農活動を行っている集落営農であれば、化学肥料や農薬の使用量を抑えた栽培や有機栽培といった、環境にやさしい農業経営への転換も進めやすいと考えられます。(みどりの食料システム戦略)

チェック項目	○、△、×
○ 毎年、構成員の全員の農地の状態(土壌データなどを含む)を把握し、組織としての農地利用計画を作成している。	
○ 定期的に市場調査、取引先との情報交換を行うなど、組織の利益を向上させるために有利な農産物の選択、販売先の確保に努めている。	
○ マーケットインの考え方で決めた農産物、栽培管理方法を構成員に説明し、その方針の下で農産物の栽培を行っている。	
○ 農産物ごとに栽培管理工程が作成されており、それをチェックする体制がある。	
○ 取引先と、農産物の品質等に関する情報交換を行い、ニーズを踏まえて栽培方法等の改善を進めている。	

## 6 農業経営上のリスクへの備えはできていますか。

○ 農業経営を継続していくためには、自然災害や価格低下などのリスクに備えておく必要があります。

○ このため、国は、認定農業者等を対象とした収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)や、青色申告を行っている者を対象とした収入保険(注)を準備しています。

(注)収入保険は、地域の平均収入が下がったときに補填するナラシ対策とは異なり、個人・法人経営の個々の農業経営において、収入減少があった場合に補償する保険です。

○ 施設園芸に取り組む場合は、園芸施設共済で自然災害に備えることも必要です。また、倉庫の浸水被害などにも備える保険もあります。

○ オペレーター等が安心して農作業に従事できるようにするためには、農作業事故に備えて、労災に加入することも適当です。

○ 収入減少のリスクに備えて保険等に加入しておけば、万が一のときも、オペレーター等に対する給与等の資金を確保することができます。

チェック項目	○、△、×
○ 集落営農で生産する農産物のリスクについて総会等の場で話題にして、リスクに備えるという意識の醸成を図っている。	
○ リスクに応じた保険や共済を利用するための資金を確保している。	
○ ナラシ対策又は収入保険のほか、園芸施設共済、農機具共済などを利用している。	
○ オペレーター等は労災に加入している又は加入することになっている。また、オペレーターが病気や怪我をした場合、営農を継続するためのバックアップ体制（構成員や他の担い手との連携）を準備している。	
○ 活用できる制度資金の利用方法について把握し、相談できる金融機関が存在している。	

# (法人事例) 一般社団法人 月誉平栗の里

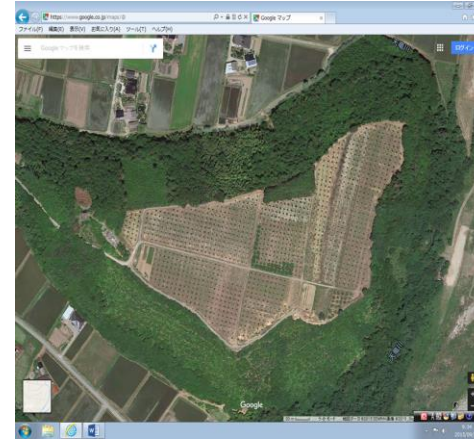
法人設立:平成23年5月

構成員数:地区内地主45名、地区外地主3名、  
法人6(JA、企業、農業法人)  
(H30~作業従事者11名加入)

栽培品目:栗7.5ha  
水稲2.2ha、そば0.6ha、大豆0.6ha、桜葉5aなど

取組内容:

- 月誉平地区の農地を守ることを目的として、当該地区内外の者の賛同を得て、法人を設立。1人1票制で、農外の者の出資も取り入れやすくするため、一般社団法人を選択。
- 高齢者が多くなることや、地域住民の交流も期待し、栗を主体に栽培を開始。  
栗の収穫時は、地主だけでなく、移住者も参加。
- 農地の草刈りは、地主が担当するのが原則だが、高齢となり対応できない者も出てきているため、近隣の農業法人と連携して対応。
- 地元の菓子工房と連携し、栗を加工用として販売。  
一部は、高齢者にお願いし、剥き栗を作り、道の駅、直売所で販売。
- 経営安定を図るため、収入保険に加入。



栗園より中央アルプスを望む



栗が成木になるまでの間、  
そばも生産



地域住民による栗拾い作業



# (法人事例) 株式会社 北の原ファーム

法人設立: 農事組合法人 平成18年10月  
株式会社に変更 令和3年5月

構成員数: 73名

栽培品目: 水稲9.9ha、大麦7.6ha、ネギ7.6ha、  
大豆2.0ha、いちご1.0ha、ごま0.4a など

取組内容:

○ 宅地化の進行に伴い、農村環境の維持、環境にやさしい農業を目指すこと等を目的として、法人を設立。

○ 環境に配慮した米づくりとして、化学肥料・農薬を50%以上削減した栽培を実施し、有利販売。  
主力のネギは、都市部の飲食店とも契約栽培を実施。

○ 農地と宅地の混在化が進行する中で、地域住民に農作業について理解を得るため、子供及び高齢者を対象としたキッズ農園を開設。米の主な販売先であるコープあいちの組合員と田植え、生き物調査、稲刈り等で交流。

○ 営農支援ツールを活用しつつ、ドローンによる施肥・防除作業を実施(将来は土壌データ等を活用したピンポイント施肥等も検討)。周辺の農業者の圃場でのドローンによる施肥等の作業受託も開始。

○ 構成員の高齢化が進む中、福利厚生を充実させ、若者を雇用し易くするため、令和3年5月に株式会社に移行(20~50代の男性4名、女性2名を採用)。

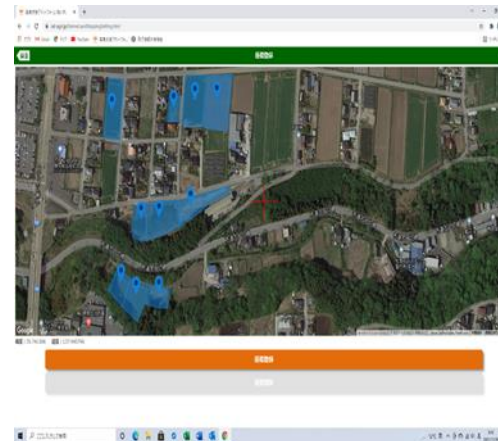
主力のネギの出荷作業



キッズ農園で地域住民等と交流



デジタル化に対応し、営農支援ツールを活用



ドローンによる施肥・防除作業



○ 経営安定を図るため、収入保険に加入。

# 定住促進の枠組（特定地域づくり事業組合制度） を活用して、労働力の確保・地域維持を図る ことも一手法

住む場所があり、農業や、周辺地域の事業者の仕事と農業との組み合わせで安定した収入を得られる機会が作れば、地域の維持、農業の担い手の確保にもつながる。

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

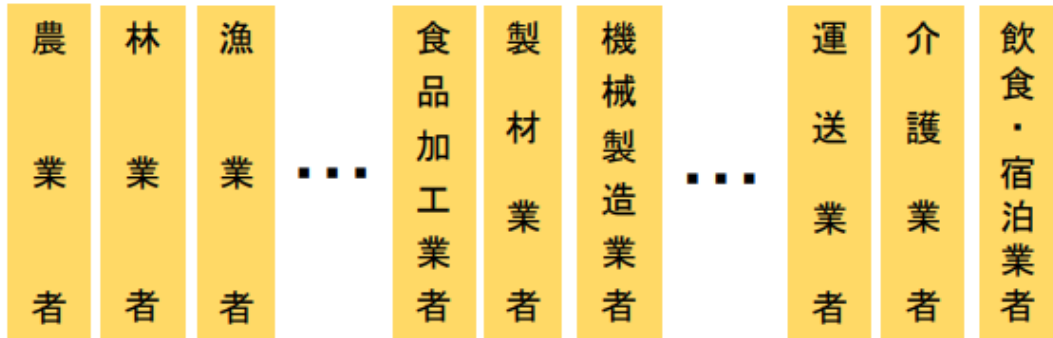
## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

### 特定地域づくり事業協同組合員

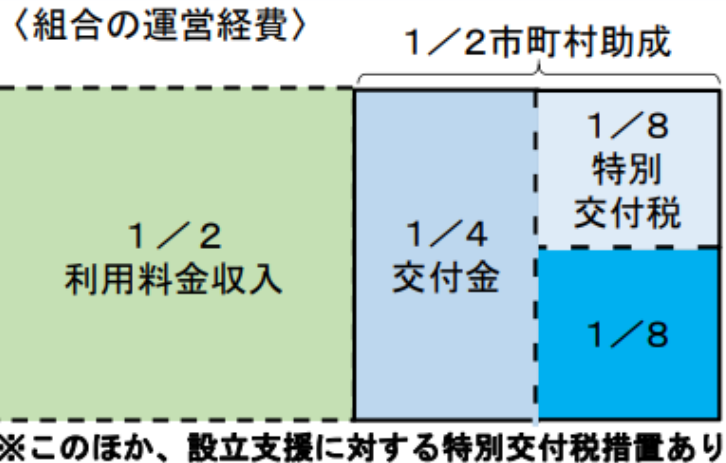


人材派遣 利用料金

### 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市町村



財政支援

認定

都道府県

情報提供  
助言、援助



# 移住者である派遣職員が地域活動に参加し、地域を活性化!

## 活用のきっかけ・期待すること

- ▶地域の区長等を務める現事務局長が、事業所の人材不足や農林漁業の後継者問題を危惧し、「若者がいないと地域が存続しない。そのためには働ける場所が必要」と考え、地区内事業所に呼びかけ、6事業所が発足メンバーとして集い、設立を目指した。
- ▶市内の様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業し、市内での地域づくり人材として活躍することを期待している。

## 取組内容

▶移住者等を雇用し、地域の事業者へ派遣  
 地域の農業、酒造業、宿泊業、引退馬支援、道の駅等、14の事業者の仕事を組合せ、年間通じた安定した仕事を創出。  
 これまでに組合で雇用した15名（うち14名が移住者）の職員を各事業者に派遣（マルチワーク）することで、移住・定住を促進し、地域づくりや地域産業の担い手の確保・育成を目指している。

## 地域の活性化

▶地域活動に参加することによる地域の活性化に寄与  
 組合の研修で地域の習慣や行事について紹介等することで、派遣職員が、伝統祭礼「キリコ祭り」、「奥能登国際芸術祭」でボランティアサポーター、青年団員に参加する等、地域イベントを盛り上げ、仕事以外の時間も地域内で楽しんでいる。  
 若者が地域行事に参加することで新たな交流が生まれ、地域に活気が生まれている。

## マルチワークのイメージ

社員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 30代男性	農業/米づくり (週5日)					酒蔵/蔵人 (週5日)						
B 20代女性	引退馬支援事業/馬のお世話 (週4日)											
	農業/ケール栽培・収穫 (週1日)											
C 20代女性	観光施設/販売 (週5日)								道の駅/販売 (週3日)			
									飲食店/接客 (週2日)			
D 30代女性	宿泊施設/清掃・接客 (週3日)						炭焼工場/事務・発送 (週2日)					
							(週2日)					

## 組合に関わる皆さんの声

▶組合員(自家製豆腐が自慢の道の駅)  
 派遣職員OBが正社員として入社し豆腐製造の後継者に。また、現役派遣職員の働きかけにより、別の派遣先の飲食店で豆腐提供が始まる等、事業所同士が繋がるきっかけにもなっており、人材確保の面以外にも効果を感じている。

▶派遣職員(20代千葉県から移住)  
 引退馬支援をしている会社で馬の世話と農業法人でケール栽培に従事。動物と関わる仕事がしたくて応募したが、元々興味があった農業も経験できてありがたい。田舎特有の地域コミュニティが好きで、ご近所付き合いや青年団活動も楽しんでいる。



**ご清聴、ありがとうございました。**

**資料に関するお問い合わせは、  
九州農政局鹿児島県拠点にお願いします。**

**連絡先：099(222)5840**

**農林水産省九州農政局鹿児島県拠点のホームページ**  
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/index.html>



鹿児島県拠点 HP↓